

# 所報

## 2022

### 巻頭言

青木 純一 エビデンスと学校教育

### 論考

桜井 智恵子 「子どもの権利」の使われ方ーボールをかける物語  
四方 利明 コロナ禍への対応と「学力」に追い立てられる教員の多忙化  
林 向達 令和時代の学校ICT論

### エッセイ

林 洋一 危機の時代の教育を考えるー放射線教育を巡る諸問題ー  
松浦 和代 現場の声を届ける「風知草」  
井上 恭宏 自分をアップデートすること

各地区教文研2021年度のとりのくみ

県教文研活動報告（2021年度）

神奈川県教育文化研究所

# 目 次

理事長挨拶	理事長	政 金 正 裕	1
巻頭言	研究評議会議長	青 木 純 一	2

## I 論考

・「子どもの権利」の使われ方ーベールをかける物語	桜 井 智恵子	4
・コロナ禍への対応と「学力に追い立てられる教員の多忙化	四 方 利 明	9
・令和時代のICT論	林 向 達	14

## II エッセイ

・危機の時代の教育を考えるー放射線教育を巡る諸問題ー	林 洋 一	22
・現場の声を届ける「風知草」	松 浦 和 代	26
・自分をアップデートすること	井 上 恭 宏	28

## III 各地区教文研2021年度のとりのくみ

・○横浜 ○川崎 ○三浦半島地区 ○湘南 ○湘北 ○中地区 ○西湘地区	34
-------------------------------------	----

## IV 県教文研活動報告

・2021年度の教文研	金 子 進一郎	50
・2021年度の教文研活動報告		53
・研究部「カリキュラム総合改革委員会」	浅 見 聡	53
・事業部	林 洋 一	55

○2021年度神奈川県教育文化研究所 各種名簿	56
-------------------------	----

# 「ぎゃくたいをなくしたい」 ～社会で子育てに責任を～

神奈川県教育文化研究所 理事長 政金 正裕

「しつけ」と称して、子どもに暴力をふるい、命までも奪う事件が後を絶ちません。2月に5歳の男の子が亡くなる痛ましい事件がありました。この男の子は、飲食店で長時間にわたり正座をさせられ説教を受けていたという報道もあります。以前には、幼いわが子をエアガンの標的にした事件が大きく報道されました。ここまでいくと、「しつけ」と言い逃れはできないでしょう。命を奪うまでには至らなくても、一昨年度の児童虐待の件数は、厚生労働省が行った、「児童虐待相談対応件数等調査」によると205,029件となっており、前年度より11,249件（5.8%）増え、過去最多を更新したとしています。

この2年間、コロナウイルス感染症の拡大による影響で、大人も子どもも、これまでとは違う対応が求められたり、いくつもの制約を受けたりしています。当たり前だと思っていた生活スタイルは一変し、今までにない不安や焦りを感じている人も少なくないのではないのでしょうか。さらには、休校やテレワークなどによって、親子が一緒に家で過ごす時間が長くなり、互いのストレスから虐待を生むリスクが高まっているとも指摘されています。

一方、「教育虐待」という言葉をしばしば目にするようになりました。これも「あなたのため」と称して、行き過ぎた「教育」を行うことを言うそうです。日本子ども虐待防止学会では、「子どもの受忍限度を超えて勉強させることは教育虐待になる」としています。成績のことで子どもを強く叱ってしまったり、友だちと比較をしてしまったりした経験のある親は、私も含めて少なくはないでしょう。それも度が過ぎると、子どものことを思っている言動が、全くの逆効果となってしまう例がいくつもあります。紙幅の都合で具体例は割愛しますが、殺人事件にまで至った事例もあります。共通することは、自分の成功体験をそのまま我が子にあてはめ、この道が正しいと疑わない親が存在することです。

家庭で起こる子どもに対する虐待、教育虐待については、加害者の側に罪の意識があまり感じられないことが大きな問題だと言われています。「しつけ」「あなたのため」と称して、我が子に「必要だから叱っている、勉強させている、努力させている」という大人の理屈で自らの言動を、暴力をも正当化しているのです。子育てに迷わない、悩まない親はいません。社会の変化も大きく、我が子の将来を思えば、あれもこれもできるようにさせたい、と思うのはまさに親心だと思います。ただ、子どもの意思を無視し、親が子どもの人生を決めつけ、操ろうとするならば、それは、虐待です。子どもは、親の所有物ではありません。

虐待は、孤立、貧困、親自身の育ちなど、さまざまな心理・社会的な要因が複雑に絡み合って生じるといわれています。大人も生きづらい今の社会の中で、子育ての苦勞を家族や周囲の人に理解されず、責められ苦しんでいる親が多くいます。虐待を許すことはできませんが、親も苦しんでいます。親を責めるだけでは何も解決しません。大人のケアこそ重要です。虐待をなくしていくには、子育てを社会の責任として、社会全体で支えていく仕組み作りがもとめられます。「子ども家庭庁」なるものが設置されるようです。政治の役割も重要ですが、「地域社会から孤立」させないために、地域社会の一員でもある私たちにもできることはありそうです。

（まさかね まさひろ）

# エビデンスと学校教育

研究評議会議長 青木 純一

神奈川県教育文化研究所はここ数年で2つの大掛かりな調査に取り組んだ。いずれも「働き方改革」にかかわって、学校現場の生の声を聞くためである。エビデンスのための様々な調査が学校の多忙化要因だと指摘されるなか、この調査で得た情報を有効に活用することが、協力してくれた皆さんに報いる最善の方法だと考えている。

\*

近年、「エビデンスに基づく政策形成」(evidence-based policy making: EBPM)という言葉を目にする。EBPMは日本のみならず諸外国においても共通する課題として今日では世界に広く普及する概念である。政策形成にあたってはエビデンスをもって説明責任を果たすという意味だが、それだけを聞くとごく当たり前の事のように思える。もし教育界でEBPMが新鮮な言葉に聞こえるのであれば、これまでの理論や実践がやや理念や感情に偏っていたからだろう。

エビデンスという考えが最初に使われるようになったのは医療分野である。しかし、医療実践に対し厳密な根拠を求めたこの概念を、同じように医療以外のあらゆる分野で使うことは難しい。実際、教育分野においては個々のケースに応じてエビデンスのレベルを柔軟に使い分けているのが現状である。

そもそも政策形成の過程でエビデンスだけが突出して大きな役割を果たすわけではない。決定にはエビデンス以外の様々な要因や個人の思わくまでもが絡むことがある。また、政策形成の出発点となる個々人の教育観や実践知それ自体はあまりエビデンスに左右されるものではない。

かつて義務教育学校の成立過程をめぐるエビデンスの使われ方に疑問を感じたことがある。いわゆる小中一貫校成立への動きは21世紀になるとすぐに始まるが、広島県呉市の研究開発学校の実践を皮切りにその後は教育特区を使って全国に拡大した。各学校の取組から小中一貫の目的を見ると、〈中1ギャップの解消〉〈特色ある学校づくり〉〈学力向上〉〈教員の意識改革〉などの言葉が並ぶ。一方で、背後にあるはずの少子化による〈学校統廃合〉を口にする学校は少なかった。

小中一貫教育を進めるためにエビデンスとして使われたのが、「児童生徒・保護者のアンケート」や「主要教科の平均点」である。いずれも小中一貫教育の効果を喧伝する内容だが、先ず結論ありきのように思えたし、わずか1・2年の実践でそこまで断定できるのかと疑問に思ったことを覚えている。

エビデンスという言葉にはときに人をねじ伏せる力がある。だからこそ私たちはエビデンスの使い方に慎重であるべきだし、量的調査から見逃されがちな少数意見にも注意を払う必要がある。それはエビデンスを否定することにはならないし、自分とは無関係だと無視することでもない。エビデンスを上手に使いこなすこと、そのことにほかならない。

\*

2年を超える新型コロナの流行によって、今年度も教文研は活動の変更を余儀なくされました。しかし、皆様のご尽力によりここに『所報2022』をお届けすることができます。関係する皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後もより一層のご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(あおき じゅんいち 日本女子体育大学特任教授)

# I 論考

# 「子どもの権利」の使われ方 —ボールをかける物語

関西学院大学 桜井 智恵子

## 1. 「第二世代の権利」というリスク

1989年に成立した「子どもの権利条約」の意義は、子どもを保護の対象とする子ども観から、権利行使の主体とする子ども観への転換にあるといわれ、意見表明権をはじめとする市民的自由の具体的な規定は画期的とされた。権利条約は高く評価され、条約に規定された「権利」が「子どもの権利」の前提とされた。

やがて、2011年には国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」が人権委員会に提出された。

ビジネスと人権の問題は、国境を超える経済活動の隆盛と相まって、民間部門の当時の目をみはるばかりの世界的拡大を反映しつつ1990年代に、グローバルな政策課題に恒久的に組み込まれることになった。（国連「ビジネスと人権に関する指導原則」）

2012年にはユニセフ、国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレンにより「企業活動による子どもの権利や幸福度への影響について理解し、取り組むための包括的枠組み」として「子どもの権利とビジネス原則」が発表された。「企業が子どもに及ぼす影響は、長期にわたること、さらには元に戻せないこともある。…児童労働の予防と撤廃のために必要な規準と行動について強化するとともに、企業が子どもに及ぼす影響には多様なものがあることにハイライトを当てる」としつつ、子どもの数と創造性に注目する経済界に、「子どもの権利」は組み込まれることになっている。

すでに教育の分野に大きな影響を与えたアマルティア・センは、学習権のような権利を「第二世代」の権利として次のように言う。第二世代の権利は「経済的社会的権利」を指すとし「それは、うまく機能する民主主義での開かれた公共的討議のもとで、広範な支持を得る傾向がある」<sup>1</sup>。

第二世代の権利である基本的教育への権利などの具体的な権利を示す社会権は、第一世代の権利を特性づける個人的自由や市民的政治的権利をはるかに超える視野をもつとセンは述べた。

イバン・イリイチは、この社会権とも言われる「第二世代の権利」を問題とした。専門家が言う公衆のために役立つ権利という考え方はごく最近発生し「この集合的な権利を確立し、合法化しようとするかれらの激しい努力は、もっとも重苦しい社会的脅威となる」<sup>2</sup>と指摘する。

子どもの人権として教育業界で語られてきた第二世代の権利「人権としての教育」は教育権・学習権に結びついている。そういった「リベラル」な社会権の内容は時代のニーズを反映する。近代社会では、学校が前提とする「力のある個人」という価値観がそのニーズだった。しかし、一握りの上流層以外には困窮と多忙が広がる現在、そのニーズであった「力をつけて個人で乗り越える」というリベラリズムに限界がきている<sup>3</sup>。

資本主義社会において現在、子どもの権利が個人の支援に置き換えられ、こども家庭庁や子ども基本法などが求められてはいないだろうか<sup>4</sup>。本稿では「人権」や「権利」という概念が、グローバルな政策課題に組み込まれている状況を踏まえ、自由を基礎にした権利だけではない権力性に注目する。「子どもの権利」という思想が、教育現場を中心にいかに構築されているかを見ていこう。



## 2. 学校における子どもの権利と実践

近代公教育では、資本主義を背景にした国家が重視され議論が展開されてきた。その結果、教育の中心に、存在としての子どもは置かれず、教職員の自由も正當に尊重されなかった。存在論とは生の全体的なあり方を示し、価値を決定できない多様性が含まれる。教育の中心に存在としての子ども、その生の多様性は置かれずに、近代公教育は展開してきたのである。では、子どもの権利論で一般的に注目される「参加」はいかに位置づけられてきたのだろうか。

世界的には1970年代に学生運動や公民権運動などを契機として「生徒参加」が進んだのに対し、日本では社会による子どもの「囲い込み」が進んだ。では、日本の学校では自由を基礎にした、子どもの権利を尊重した活動としての自治は試みられなかったのであろうか。

戦後初期には文部省が「学校管理への生徒参加」を進める方策を打ち出した。文部省発行の『中学校・高等学校の生徒指導』（1949年）や『中学校・高等学校管理の手引き』（1950年）には、次のような記述がみられる。「各新制中学校・新制高等学校の管理には、実際に生徒を参加させるべきである。」「生徒はよい教育をうける『権利』がある。そしてよい教育とは生徒を学校の問題に参加させることを含んでいる。」また、文部省の中等教育研究会が編集した『新制中学教育ノート』（1948年）によると、「例えば、清掃、交通規則、体育具の保全・管理等に参加することは従来あったが、進んで、学校の規則、時間表作成、教科課程編成学校の社交的行事、来客の応接等にも参加するようにする」（63頁）と生徒参加の範囲を示している。同時に重要なこととして「生徒活動を自由放任にしてはならない。学校の教育計画と一致させる」（62頁）と「中学校教育の目的達成の最善の方法を見いだす教育方法」（55頁）とした。

戦後初期の文部省の基本姿勢は慎重に範囲を限定しつつ、生徒の参加を重じていこうとするものであった。

『新制中学校、新制高等学校 望ましい運営の指針』（昭和24年4月10日）では「自分たちで学校管理を掌握し、校長や教師を任免したり、その他この種のことを行う権利があると生徒の思っている学校が今まであった。生徒が参与する制度は、生徒が自治を行う『権利をもつ』という権利観念に基づくものではない。…学校が生徒に学校の事柄に参与させるのは、それが学校の主要目標を達成する唯一の方法であるからで、生徒の『自治権』は全然問題とするにあたらない」と記述され<sup>5</sup>、学校運営への子どもの「参加」を認めながら、逆に子どもの「自治」は否定した。重要なことは、近代公教育における子どもの権利は、「教育を受ける権利」は尊重しても、自治権は否定する二重構造になっている点である。

しかし、そうした視点さえ消えてゆく。文部省が1974年に出した『生徒活動に関する実践上の諸問題』では、学校の管理上の事項にかかわる内容は、生徒活動の範囲から除外された。90年代頃から生徒の参加を中心とした試みも行われてきているが、例外的な実践に留まっている。

さて、学校では「学級づくり・仲間づくり」が用いられてきたが、ソビエト教育学の影響が強いこの言葉は管理的に使われる傾向があった。ウラジーミル・レーニンの妻であるナデジダ・クループスカヤやア・エス・マカレンコによる「集団主義教育」が矢川徳光を中心として、1960年前後から日本の教育学は積極的に取り入れてきた。また「自治の力をどう高めていくか」などで用いられる「力」は、個人化や自己責任と親和的である。自由を尊重した学校・学級を目指すのならば、せめて「学校・学級のあり方」や「自治活動」に改め、言葉が示す統治性に気づいておきたい。

「力を高める」成功体験や成長への意欲は重要と多くの教職員は考えているが、これは能力を最大限に発揮させ完成へと向かう存在というリベラリズムの発想から来ている。それがもたらす社会的排除や暴力ともつながっているのだ。民主教育の背景には、平和の名の下で所得倍増計画が宣言され、経済成長のための人的資本論があり、学校での能力主義が促されてきた。いわゆる戦後民主主義教育以降、学校現場で好んで用いられた言葉が「教育実践」である。

「教育実践」は戦後急激に使われるようになり、1950年代から流行した。昭和初期には「実践道徳」「実践倫理」という言葉が用いられ、倫理学における、生活に即した実際問題の解決について論じる部門のこと（『教育學辭典』1937年）とされた。現代では「ある目的成就の過程のこと」（『ブリタニカ国際大百科事典』2014年）と説明される。学校教育における「実践」は「ある目的成就のため」児童・生徒と生き合う過程と位置づけられるだろう。

教育実践の「ある目的」は一般的に子どもに力をつけさせる、である。「どういう力をつけさせたいか」が教職員の発想となっている。それが「権利主体」や「主体的」という概念と結びつくと悩ましい。全国の教育実践報告会において、ある中学校の若手教員は「子どもの権利を保障しつつ、集団として自治の力を高めていく」という実践の結果、子どもの側から「チャイム席、授業準備、整理整頓」をとりくむ提案が出てきたと嬉々と報告した。さらに自己管理能力を高め、それを強化週間にと報告内容が進み、そこに子どもの自由な存在が許容される余地があるのだろうか、共同研究者として問わなければいけなくなった。

「価値づけ」の教育実践も現れ出した。教職員が日々の子どもの言動の「価値づけ」をする中で、子どもが「主体的」になるとされる実践だ。子どもはその言動が求められているものかを忖度しながら指導を受け「主体的」になる。多かれ少なかれ、教育にはそのメカニズムが含まれるが、リベラリズム＝学校的価値観が問題となってきているのである。がんばったものが成功するという資本主義の論理を疑うことなく実践してきた学校や教職員は、それがうまくいかない子どもを追い詰め、排除に結びついていることにまだ鈍感だ。

### 3. 子どもの権利条約の近代教育批判

子どもの権利条約のキーワードに「意見表明」「自己決定」がある。それまで声を聞かれなかった子どもが気持ちを聞かれるようになり、存在の自由が保障されるのは何よりも重要である。一方で、政策が当事者の主体性や参加を強調することによって、資源を持たない人々の自己責任化を強化するという罨や、主体性を重んじる思想が「子ども中心主義」の名の下に、子どもの中の関係性を隠蔽・収奪してきたという批判もある<sup>6</sup>。

2つのキーワードと同様に「子どもの最善の利益」も関係的に創出されるし、資本主義社会の価値との対抗で、ジレンマも抱えこまざるをえない。支援者や支援システムが無意識にも能力主義的な発想に立てば、いとも簡単に存在の自由とは異なるところへ向かうことになる。「子どもの権利」には政治的な価値の争奪がある。

条約原案のルーツ、ポーランド人のヤヌシュ・コルチャック（Janusz Korczak；1878-1942）は「世界を改革するということは、教育を改革することだ」（1914年）と国家装置としての学校の正当性を疑っていた。コルチャックは『声』にヨーロッパ列強が帝国主義的な海外発展に必要な人材を育てる当時の教育を激しく批判する一文を書いていた（1905年）<sup>7</sup>。先進国は、産出力の豊かな発展途上国に出向き、それらを近代化させてきた。コルチャックはこの「今日の学校」に象徴される近代化が第三世界を侵略すると近代批判を展開していたのであった。

子どもの権利条約のルーツである思想が、近代教育を根底から批判していたことをどう考えたらよいのだろうか。「子どもの権利」をとらえる前提として、近代国家や公教育の相対化が求められる。

教育権をめぐり、トロント大学のメーズマンは次のように述べている<sup>8</sup>。子どもの権利をまもる手段として教育権が位置づけられるのは、経済開発の要請からだ。制度化された教育は教師や親に結果的に支えられながら、末端の子どもを直撃する。子どもだけでなく、教師も喘いでいる現在の教育状況は、能力主義の教育システムが作り出してきたのである。

「子どもの権利」の性質から部分的に生じる問題がある。複雑な産業社会において、本質



的にこれらの制度は、人的資本としての子どもの位置づけに直接関係し、しっかりと根ざしている。育児に関するあり方は、家族の果たす経済的役割にも関連している。社会化のパターンと学校は、子どもの能力開発への要求と一致している。社会的な関心に関連する、子どもの権利に関わる2つの重要な機関は、家庭と公教育だからである<sup>9</sup>。

子どもの権利が教育権を通し、人的資本の能力主義として機能していると指摘している。

#### 4. 「人権としての教育」の問題性

教育のシステム化は近代主義的な発達論にその萌芽がみられる。その子の才能を見極めるのも、どこを発達させるかも「研究」の成果に任せられた。近代社会における成長発達論は、資本主義社会の世界的な共感を呼び広がっていった。この動向はユネスコの活動に反映し、世界人権宣言の教育条項や権利条約の形成に大きな影響を与えた。この流れの中で、子どもの学習権や教育権は子どもの人権の基底とする「人権としての教育」<sup>10</sup> という考え方が強調された。

この国民の学習権論を教育現場に広めた堀尾輝久は日本教育学会会長や日本教育法学会会長をそれぞれ2期務め、現在、企業家研修をたびたび行っている。「国民の学習権論というのはもともと全国民のもの。それで、最近、実は、中小企業家同友会に呼ばれて学習権について話をすることが結構あるんですよ。…ただ、対立するんじゃなくて、やっぱり一緒に企業をつくるという、その企業を支え、つくる主体が勤労者、労働者だという。」<sup>11</sup> 彼は、学習権は資本主義の必然と証明している。

堀尾への批判として岡村達雄は、教育権や学習権の保障を主張することで国家を支え「『保障』を通して『支配』を実現し、『支配』を実現するために『保障』を行う教育体制」<sup>12</sup> と鋭く指摘していた。

岡村は、養護学校義務化（特別支援体制）を取り上げ、その教育の制度的保障は、人間としての基本的条件の喪失をとまなうような別学体制のもとにおかれてきた。そのことは、近代公教育体制における教育権の保障の本質的性格をあらわし、教育における子どもの権利保障上の重要な問題とされなければならない、という。

別学体制のもとにおかれている子どもの現実、教育制度がもたらす差別構造のもとに包摂されたままであり、子どもの権利を問題にする場合、そのような教育制度の現実をぬきにして語ることはできないとする。

岡村は、堀尾の国民の学習権論を「階級性の視点の欠落」で特徴付け、「発達の教育学という近代主義・自由主義的な教育理論が、教育労働運動における理論的主流としてむかえられているところに、今日の日本における教育をめぐる問題状況がある」と現代の教育労働運動のあり方を指摘していたのである<sup>13</sup>。

#### 5. 自由(アナキズム)な教育実践の政治的意味

成長・発達中心の個に力をつける近代主義的な教育とは異なる実践はありえないのだろうか。最後に、自由でアナキズムな教育実践について考えてみよう。近年、研究分野で注目されるアナキズムとは「人間の有限性」という前提を深く理解したらどうなるかを体現した思想でもある<sup>14</sup>。

「分からなくても楽しい授業」がどれだけアナキズムな価値をもっているのだろうか。神奈川県公立中学校で自由な実践を重ねてきた矢定洋一郎さんは言う<sup>15</sup>。

たとえば、思い通りにいかず、あれよあれよと授業が崩れていくことがある。多くの先生は、自分の力量が…と落ち込んだり、教頭先生に指摘され暗くなる。ところが、矢定さんはその過程も子どもと一緒に楽しんでしまう。授業は生モノだから、ひとりひとり異なる背景をもつ子どもが全員綺麗に分かる方が気持ち悪い。全国展開のキャンペーンのように「分かる授業を」と授業

力アップを先生たちがひたすら頑張っている現状だけれど無理がある。実際の授業では子どもはひたすら時間をやり過ごしていたり、とりあえずこなしていたりする。分かろうと頑張れば「認める」のではなく、自分の気持ちをまずは認めてくれる学校を必要としている。授業を頑張っている先生に協力するなら認める、ってまるで権力者には従いなさいって教えているようなものだし、と言う。

ここで大切にされていることは「個人で力をつける」テストの点数や規律よりも、どんな存在であろうとも、その子自身をヨシとする思想を共有するということである。高校生の7割以上が「自分はダメな人間だ」と思っている現在、学校という社会で受け入れられた子どもは、自分で自分をようやく受け入れられるようになる。自分の存在を自分で受け入れられるようになるということは、その子が安定するということでもある。アナーキーに見える「分からなくても楽しい授業」とは、ダメと思っていた自分をこそ自分で受け入れられるようになる価値をもつ。資本主義社会に支えられた「個人で力をつける」に対抗する政治的意味を備え、「人間の有限性」をポジティブにとらえ、生き合う実践である。一方でやっかいなことに、実践だけに注力しているだけでは、「子どもの権利」をも利用する公教育の新自由主義化はびくともしないだろう。

どう生きて自由だが、ただし経済的に自立しなさい。そのように資本主義は人間を「解放」してきた。そこに単純に「人権としての教育」としての学習権を見るのならば、資本と能力主義の暴力にボールをかけるための物語でしかない。

子どもの「主体性」や「自己決定」という原則と建前のもとで重要なことは、子どもや家庭、そして学校も経済中心主義の中で、どのような事態におかれ続けているのかに気づくことである。子どもの権利論はこのような観点から明確にとらえかえされる必要がある。

(さくらい ちえこ 関西学院大学人間福祉学部教授)

- 1 アマルティア・セン/後藤玲子(2008)『福祉と正義』東京大学出版会、34頁。
- 2 イヴァン・イリイチ(1979)『エネルギーと公正』晶文社、170頁。
- 3 桜井智恵子(2021)『教育は社会をどう変えたのか—個人化をもたらすリベラリズムの暴力』明石書店、序章。
- 4 桜井智恵子(2022)「こども家庭庁の『こどもまんなか』政治—ネオリベラルな『ウェルビーイング』」『現代思想』2022年4月号。
- 5 田代高章「戦後初期における「自治」観の検討—石橋勝治の実践を手がかりに」日本教育方法学会紀要『教育方法学研究』第22巻 1996年。
- 6 桜井政成(2021)『福祉NPO・社会的企業の経済社会学 商業主義化の実証的検討』明石書店、222頁。小玉重夫(2010)「教育思想史におけるポストコロニアルの視点」『教育思想史コメンタール』153頁。
- 7 桜井智恵子(1994)「子どもの権利条約の地平」岡村達雄・尾崎ムゲン『学校という交差点』インパクト出版会。
- 8 Masemann, L.V.(1993).The Life and Rights of Children:Does Society Protect Them?The 1993 Waseda International Symposium.
- 9 Masemann L.V.(1979)Children's Rights in Cross-Cultural Perspective, Interchange, 10, 53-65. アマルティア・セン/後藤玲子(2008)『福祉と正義』東京大学出版会、34頁。
- 10 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、一九九二年、三七七頁。堀尾は国民の教育権の確立を中核とした教育論や教育運動論を展開した。
- 11 第2回ヒアリング(2018年1月27日)『戦後教育労働運動ヒアリング記録 堀尾輝久(東京大学名誉教授)』研究代表者 広田照幸、2021年、77-78頁。
- 12 岡村達雄:日本教育学会第五六回大会シンポジウム「<教育基本法の半世紀>—戦後教育のもたらしたもの」1997年8月29日(日本教育学会(1998)『教育学研究』第65巻、第1号、1-2頁)
- 13 岡村達雄(1980)「近代公教育における別学体制の論理—権利保障論の本質とその批判と課題」、日本臨床心理学会編『戦後特殊教育その構図と論理の批判—共生・共育の原理を求めて』社会評論社、96—97頁。
- 14 森政稔(2004)「アナーキズム的モーメント」『現代思想』第32巻、第6号、青土社。
- 15 矢定洋一郎(2011)『学校ぎらいのヤサ先生 連戦連笑—ホントに愉快なことは、これからサ?』績文堂出版。

# コロナ禍への対応と 「学力」に追い立てられる教員の多忙化

立命館大学 四方 利明

## 1. 全国一斉休校から始まったコロナ禍への対応

新型コロナウイルス感染拡大にともなって、当時の安倍首相が全国の学校を一斉に臨時休校とすることを要請したのが2020年2月27日木曜日の夕方、要請を受けて週明けの3月2日から全国のほとんどの学校は休校に突入し、そのまま2019年度が終了した。2月28日のわずか一日で休校への突入準備を完了させることを余儀なくされ、この日が急遽2019年度の最終日となったのである。2020年度に入るや否や今度は緊急事態宣言が発出され、結局全国の多くの学校が、3月、4月、5月と、年度をまたいで3ヶ月間休校となった。

この間の動きをあらためてふり返ってみると、やはり唐突すぎたように思う。全国一斉休校要請が出されたのは3学期の半ばであり、未履修の学習内容も残っており、卒業式や来年度に向けての準備も途上であり、これらの扱いをどうするかだけでも悩ましいところだったと思う。さらには、小学校低学年であれば、保護者が働いていて日中家に不在の場合の対応も考えねばならない。学童保育を急遽日中も開けるといった対応が取られたが、これらを2月28日のたった一日（もしくは29日、3月1日の土日も返上しての3日間）で調整するのは、相当厳しいものがあったに違いない。

影響はこれに留まらない。私はちょうどこの28日に、学校給食に関する研究の一環で別府市学校給食共同調理場を訪問していたが、その最中に、休校にともなう学校給食の中止により、食材を搬入している業者と急遽キャンセルのやり取りがなされていた。業者への食材の発注は1ヶ月で1,000万円以上にもなるとのことで、これらがすべてキャンセルとなると、業者にとっては深刻な痛手である。

このように、休校となることの影響は多方面に及ぶので、せめて準備期間が少なくとも1週間は必要であったように思う。そもそも2月25日に文部科学省は、「地域全体での感染防止を抑えることを目的に、…（中略）…感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられる」という事務連絡「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」を発出している。正しくは「感染防止を目的に」か「感染を抑えることを目的に」かだと思われるが、それはともかく、地域全体の休校もありうるという考え方を示したわずか2日後の全国一斉休校要請は、事前の調整をすっ飛ばして唐突になされたものといえるだろう。

## 2. 「学力」に追い立てられる学校

学校がコロナ禍に見舞われた時期は、2017年（高等学校は2018年）に告示された学習指導要領の実施のタイミングに重なっている。小学校は2020年度から、中学校は2021年度からそれぞれ全面実施、高等学校は2022年度から年次進行で実施となっており、学校はこの新しい学習指導要領への対応も求められている。

1980年代以降40年もの間、学校は「第3の教育改革」の渦中にある。その方向性は、第1に、競争・市場原理によって学校を改革しようとする新自由主義の動きである。学校選択制はその代表例であるが、よりよい「商品」を提供できる学校や教員こそが、消費者である子どもたちや親に選ばれるべきであるという、非常に単純な考え方に基づいている。そこでは、計画（どのような「商品」を提供するのか）と成果（その「商品」にどのような効果があったのか）の明示化、

すなわちアカウンタビリティが求められている。第2に、「伝統」や規範を重視する新保守主義の動きである。教育基本法改正や道徳の教科化などがこれにあたる。学校は、競争によるしめつけと統制によるしめつけという、いわば二重のしめつけにあっているといえよう。

以上のような動向と並行して、1980年代以降のいわゆる「ゆとり」教育が、2000年前後に世間を席卷した「学力低下」論によってバッシングを受け、その後「学力」重視への転換が行われたという流れもある。新自由主義的な教育改革と「学力」とは親和性が高い。なぜなら、テストで測定される「学力」は数値化可能であるがゆえに、提供した教育「商品」にどのような「成果」があったのかということを示的に評価しやすいからである。その結果として、学校は「学力」に追い立てられている。

日本教職員組合が行った調査には、2007年実施の全国学力テストに対して、「管理職、研究主任より『成績がおもわしくなければ成果が上がっていないとみなされ、加配等の措置が見直されるので力をつけさせるように』と指示あり」、「当該学年の担任・子どもたちは対策に追われ、毎日が算数デーというような感じで大変負担になっている」といった、教員からの悲痛な声が寄せられている<sup>1</sup>。

また、全国学力テストと教員評価の結びつきについては、北野秋男らが次のように指摘している。「悉皆調査を行えば、都道府県・市区町村別、学校別の比較・ランキング化が可能となる。学校別のランキングが可能となれば、学校の教員の評価を行うことも可能となる。…(中略)…学力テスト政策は、こうして児童生徒の学力を上げるという表向きの理由を錦の御旗にして、学校・教員評価へと突き進んでいくことが予想される」<sup>2</sup>。

このように、学校や教員が子どもたちに「学力」を身につけさせることができたか否かを、学力テストによって評価されるという流れができていたところに、「主体的・対話的で深い学び」を標榜する2017年告示の学習指導要領が登場した。これは、「ゆとり」なのか「学力」なのか。

授業時数的には、前回の2008年(高等学校は2009年)告示の学習指導要領における「ゆとり」から「学力」への転換路線を継続している。それどころか、小学校においては、5、6年生に配当されていた週1時間の「外国語活動」が3、4年生に下ろされ、5、6年生には新たな教科である「外国語」を創設して週2時間を当てることになり、この分がそのまま授業時間数の純増となっている。

今次の学習指導要領において特徴的なのは、教科等において育成を目指す「資質・能力」を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」の3点に整理したことである。この3点は、学校教育法の2007年改正において新設された第30条第2項に書き込まれた、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」といういわゆる「学力の三要素」に対応している。

1980年代以降の「ゆとり教育」においては、「関心・意欲・態度」や「生きる力」といった「新しい学力」が提唱され、「生きる力」については今次の学習指導要領にも引き継がれているが、これらの概念は、「学力の三要素」のうちの「思考力・判断力・表現力」や「主体的に学習に取り組む態度」の重要性を強調するためにこそ打ち出されたものである。一方で、「学力低下」論で念頭におかれていた「学力」は、「分数ができない」<sup>3</sup>といった文言からも明らかのように、「知識・技能」のことであろう。「学力」重視派は、当初「ゆとり」教育によって「知識・技能」の習得がおそろかになっているのではないかと危惧したのであるが、PISAで点数を取ろうとすれば、「知識・技能」の習得に加え、それらをどのように活用するかという「思考力・判断力・表現力」や「主体的に学習に取り組む態度」の育成こそが重要であるという認識に、徐々に変わっ

1 日本教職員組合『なにがわかるの？これでいいの？学力調査』アドバンテージサーバー、2008、39頁、65頁。

2 北野秋男・下司晶・小笠原喜康『現代学力テスト批判』東信堂、2018、63～64頁。

3 岡部恒治・西村和雄・戸瀬信之『分数ができない大学生』東洋経済新報社、1999。

ていったのではないか。そしてこのような変化は、今後の情報化社会やグローバル社会に適応した人材を育成してもらいたいという政財界の意向をふまえたものでもあるだろう<sup>4</sup>。

その延長上に出現した「主体的・対話的で深い学び」は、したがって、「知識・技能」的な「旧い学力」に加え、「ゆとり」（＝「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」）的な「新しい学力」の育成をも目指すものであり、「ゆとり」への回帰ではなく、「ゆとり」をも包摂する形で「学力」が拡張したものととらえることができるだろう。小針誠によれば、そもそも前回の2008年告示の学習指導要領の段階ですでに、「確かな学力」ということで、「知識・技能の修得という基礎学力の充実とともに、それまで提案されてきた思考力・判断力・表現力や自ら学ぶ意欲の両立」が目指されていたという<sup>5</sup>。また、2007年より実施された全国学力テストにはA問題とB問題が作成されたが、川口俊明は、「基礎的な知識である『旧い学力』も、PISA調査が測る『新しい学力』も、いずれも重要なのだという、文科省のメッセージを表現したものである」と指摘している<sup>6</sup>。

それでも、2008年告示の学習指導要領は、「ゆとり」から「学力」への転換というところが脚光を浴びていたように思う。ところが、2017年告示の学習指導要領では、「学力の三要素」が前景化することで、「思考力・判断力・表現力」や「学びに向かう力・人間性」も含めた「学力」を、教員による教え込みではなく子どもたちによる「主体的・対話的で深い学び」によって育成する必要があるということが明確に打ち出されており、教員にとっては相当な負担となることが予想される。

### 3. コロナ禍と教員の多忙化

このような状況に追い打ちをかけたのがコロナ禍である。1.で述べたように唐突に3ヶ月の間全国のほとんどの学校が一斉休校となり、2020年6月以降順次再開した学校においては、新型コロナウイルスの感染防止対策というこれまでにはなかった新たな業務が加わることとなった。

富山県教職員組合が2020年7月に実施した教職員勤務実態調査によれば、回答のあった607人のうち、6月の学校再開後の業務負担が昨年と同時期に比べて「高まった」、「やや高まった」という回答が8割にのぼっている。とりわけ中学校では、いわゆる過労死基準に相当する月80時間以上の時間外労働をしている教員が25%にのぼっており、時間外労働の原因として、消毒作業や計画変更などコロナ禍によって新たに発生した業務が挙げられているという<sup>7</sup>。また、NPO法人「教育改革2020『共育の杜』」が2020年7月に実施し1,203名の教職員から回答のあった勤務実態調査によれば、公立学校の教員の5割強が過労死基準を超える時間外労働をしており、時間外労働時間が長いほど疲労度が増し、「子どもの話をしっかり聞けなくなる」、「授業をいいかげんにしてしまう」と回答する割合も増加するという。そして、消毒作業、ソーシャルディスタンスやマスク着用の指導という感染防止対策業務に対する教員の負担感が強いという<sup>8</sup>。

教員の多忙化については、コロナ禍以前より指摘されて久しい。1971年に制定された「公立の

4 たとえば、佐藤年明は、「生きる力」について、「為政者の望む方向で、あるいは為政者が許容する範囲で『生きていこうとする力』という現状対応能力のこと」と指摘している（佐藤年明『「生きる力」論批判』三重大学出版会、2019、90頁）。また、小針誠は、最終的に「主体的・対話的で深い学び」に帰結したアクティブラーニングについて、「新自由主義の思想や理念と都合良く結びついてしまう危険性が非常に高い」として次のように述べている。「子どもたちの個性や想像力は将来、新商品や新ビジネスを開発または展開する能力として、書く、話す、発表するといった能力は情報の編集やプレゼンテーションなど、昨今さかんに求められている『コミュニケーション力』として発揮されます。ところが、その力をもたない個人は、それを自己責任に帰せられ、不安定な社会のなかで『弱い個人』として切り捨てられてしまう可能性があります」（小針誠『アクティブラーニング』講談社現代新書、2018、217～218頁）。

5 小針、前掲書、202頁

6 川口俊明『全国学力テストはなぜ失敗したのか』岩波書店、2020、46頁。なお、このA問題・B問題という区別は2019年度からなくなっている。

7 「コロナ禍中の教職員、『業務負担増』が8割以上」『毎日新聞』2020年8月8日（富山版）。

8 藤川伸治「コロナ禍における教職員の過酷な勤務環境」NPO法人「教育改革2020『共育の杜』」企画・編集『コロナ禍が変える日本の教育』明石書店、2021。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」によって予め給与月額の4%の教職調整額が支給されているがゆえに、教員の時間外労働に対しては手当が支払われないことはもはや周知の事実であろう。この4%という数字は、1966年度に当時の文部省が実施した「教員勤務状況調査」において、週の平均時間外労働が、小学校教員で1時間20分、中学校教員で2時間30分、平均して1時間48分、月にして8時間弱の時間外労働を行っているという結果となったことから算定されたものである<sup>9</sup>。

ところが、この10倍以上になる月80時間以上の時間外労働を行っている教員の割合が、2016年度に文部科学省が実施した「教員勤務実態調査」によれば、小学校教諭の33.5%、中学校教諭の57.6%<sup>10</sup>、2015年12月に公益財団法人連合総合生活開発研究所が実施した「教職員の働き方と労働時間の実態に関する調査」によれば、小学校教諭の72.9%、中学校教諭の86.9%という結果が出ている<sup>11</sup>。現状は、1966年当時の状況からは大きくかけ離れているといわざるをえない。

また、労働基準法の第34条では、「使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない」、第35条では、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない」と規定されていて、当然教員にも適用される。しかし、学校給食<sup>12</sup>や部活動における教員の指導をみれば明らかなように、遵守されていないのが実情である。

以上のような法制度に付随する問題に加え、教員の労働に「子どものため」という教育的意義が付与されることによって、教員が半ば自発的にそれらを際限なく引き受けてしまわざるをえない状況に陥っていることについても指摘しておきたい。

私が委員として参加した、教育文化総合研究所における教職員の自己規制と多忙化研究委員会では、2016年に14名の教員を対象にインタビュー調査を実施し、それらをもとに部活動指導についての考察を行った<sup>13</sup>。中学校、高等学校の教員にとって、自らを多忙化に追い込んでいる大きな要因の一つが部活動指導であることは間違いない。平日の放課後の練習がなければ、その分退勤時間を繰り上げることも可能になるし、土日がオフであれば平日の激務による心身への負担が多少は回復するかもしれない。しかし、多くの部活動では土日は毎週のように練習か対外試合などが入る。さらには、自身に競技経験、活動経験のない部活動の顧問を務める場合も多く、そのことが教員の負担を重くしている。逆に、部活動指導に積極的にのめり込んでいる教員も一定存在し、そうした「発言力」の強い教員によるハードな部活動指導に、学校全体、さらには地域全体の部活動が引っ張られているようである。

ただ、インタビューを通してもっとも印象的であったのは、部活動指導を大いに負担に感じている教員でさえ、部活動に一定の教育的意義を認めており、半ば自発的に長時間にわたる指導を引き受けてしまっているということである。インタビューでは「弟がサッカーをしたなら、お前にもサッカーの血が流れてるやろ」という校長の一声で自身に競技経験がないままにサッカー部の顧問となった教員が、毎週のように土日に練習や試合を入れる理由について、生徒指導上の課題を抱える生徒らの「エネルギーを消費させるため」であると同時に、生徒らが「心のどっか

9 高須裕彦「労働基準法から考える教員の労働時間」『教職員の自己規制と多忙化研究委員会報告書』一般財団法人教育文化総合研究所、2017、73頁。なお、公立学校教員の1日の所定労働時間は7時間45分であるから、月にほぼまる1日分の時間外労働を行っていたということになる。4%の正確な算出方法については承知していないが、当時は週6日で1ヶ月を4週とすると24日間となりこの4%が約1日になるので、辻褄はあっている。

10 文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について」、2017年4月28日。397校の小学校に勤務する8,951名の教員、399校の中学校に勤務する10,687名の教員より回答。

11 公益財団法人連合総合生活開発研究所『とりもどせ！教職員の「生活時間」 日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する研究委員会報告書』、2016。3,284名の教員より回答。

12 学校給食法第2条において、「義務教育諸学校における教育の目的を実現するために」学校給食の目標が定められており、教育的意義が付与された学校給食の時間は、教員にとっては昼食を取る休憩時間ではなく勤務時間になってしまっている。

13 四方利明「教員が語る教員の多忙化 -教員インタビュー調査の概要報告-」前掲『教職員の自己規制と多忙化研究委員会報告書』。



で上手になりたいという気持ち」で「一生懸命やって」いるところに応えたいからだと言ってくれた。また、部活動でのかかわりを通じて生徒との信頼関係を構築することができるということについては、複数の教員から語られた。

#### 4. コロナ禍は教員の多忙化に歯止めをかけるきっかけとなるか

教員の多忙化に歯止めをかけるためには、以上のような「子どものため」の際限のない労働が、かえって子どもたちのためにはならないということを前提とすべきではないだろうか。

インタビューでは、かつては学校に遅くまで残って仕事をしていたが、現在は部活動指導の終了時刻にそのまま退勤し、仕事以外の時間はサーフィンや筋トレに励んでいるという教員が、「子どもへの接し方が変わった」と語ってくれた。長時間労働で疲弊していれば子どもたちとのやり取りに余裕がなくなり、「子どもにちょっと変なことをいわれたりすると『何だとお前』みたいな話になってしまう」、「でも、余裕があると、子どものいったことに対しても、ワンクッションおける」というのである。この教員のエピソードは、むしろ子どもたちのためにこそ、教員は長時間労働を避けるべきであるということを端的に示している。

そして、教員の際限のない労働をみて育つ子どもたちが、教員が自らの生活を犠牲にしてまでもとことんかかわってくれたという「美談」として受け止めることで、将来的にブラックな労働を自明のこととして受け入れ自発的に服従していくことにもつながりかねないことに留意すべきである。教員の長時間労働が、眼前の子どもたちとのかかわりに対してのみならず、子どもたちが将来の労働モデルを形成していく際にも、悪影響を及ぼしかねないのである。

「子どものため」の際限のない労働を避けるためには、法制度上の問題を解決する必要があることはいうまでもないが、あわせて、教員が自覚的に自らの労働の範囲を限定していくことも必要ではないか。今回のコロナ禍は、そのきっかけになりうるかもしれない。

2020年の兵庫県教育研究集会に参加した際に、毎年4月は、授業参観等の学校行事が多く教員も子どもたちも余裕がなく追い立てられるように過ぎていったのが、休校により子どもたちがいなかった2020年4月は、一年間の計画を練り準備するための時間を初めて十分に取ることができたという話を聞いた。また、コロナ禍のもとの卒業式や運動会は、三密を回避すべく来賓の招待を取りやめプログラムも簡略化したものにせざるをえなかったが、教員や子どもたちにとっては、例年かなりの時間と労力を費やし負担となっていた練習や準備から解放され、かえってこれでよかったのではないかと話も聞いた。

NPO法人「教育改革2020『共育の杜』」が編んだコロナ禍における学校現場の奮闘記録のなかに、中学校の養護教員による次のような声が寄せられている。「今年度は多くの行事で中止、延期、方法の変更をしなければなりません。そのことによってどんどん肥大化していく学校の業務や教職員の仕事を見直すよい機会になったのではないのでしょうか」<sup>14</sup>。

学校行事がなくなったり、変更されたりといったことは、コロナ禍における負の側面として語られがちであり、確かにそれらを楽しみにしていたり励みに頑張っていた子どもたちにとってはダメージが大きかったであろう。しかし、一方では、学校において教員や子どもたちが、引き受けすぎていたもの、頑張りすぎていたものを見直すよい機会にもなりうるのではないだろうか。コロナ禍によって世界中の至る所で不自由な生活を強いられているが、このようなよかった点もあったと総括できる日が来ることを望みたい。

(しかた としあき 立命館大学経済学部教授)

---

14 珊瑚実加「コロナ禍がもたらしたもの」NPO法人「教育改革2020『共育の杜』」、前掲書、106頁。

# 令和時代の学校ICT論

徳島文理大学 林 向達

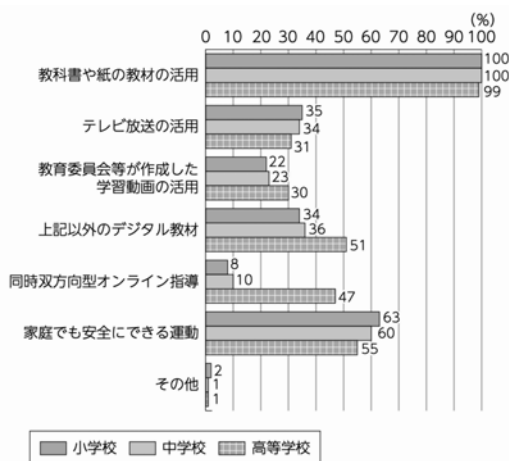
## ■気づけば世界屈指の学校ICT環境へ

昨今は、「プログラミング教育」や「GIGAスクール構想」、「学習ポータル」や「教育データの連携」、「教育DX」などといったキーワードが学校教育に降り注いでいる。

学校では、児童生徒数分の情報端末が届き、1人1台環境と校内ネットワークの整備が行われた。「GIGAスクール構想の実現」事業の一環として、平成29・30・31年に改訂された学習指導要領（以下、現行学習指導要領）の実施に必要な環境として整備されたものである。

それまでパソコンといえばパソコン教室に置いてあるか、学校単位で40数台のタブレット端末やノートパソコンが整備され、整備台数としては3人1台という割合がせいぜいだった。

これがGIGAスクール構想で1人1台に引き上げられ、インターネット接続とクラウド環境を前提とした考え方に改められた。この取り組みが表立って動き出したのは2019年で、当初は2020年から2024年にわたる段階的な整備を想定していた。そもそも1人1台環境のプラン自体は2016年から打ち出されており、もっと遡れば2010年頃に行なわれた1人1台実証事業から助走が始まっていたともいえる。



（出典）文部科学省（2020）「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について（令和2年6月23日時点）」を基に総務省作成

公立学校における学校が課した家庭における学習の内容（設置者単位）：「情報通信白書」より

全国一斉休校の影響で、本来はコロナ禍と全く関係のないところで進められていたGIGAスクール構想実現事業の話の中に、コロナ禍で学校に通えない子どもたちの学びを止めないためにも必要なものだという意見が混ざり始めていく。一斉休校が長期化の様相を呈すると、自らも自宅待機を迫られていた保護者や世間の人々の不満も募り始め、学校はなぜICTを活用したオンラインでの連絡や活動を試みないのかという疑問の声も大きくなっていった。

こうして、4年計画の補助事業とされていたGIGAスクール構想の実現事業が、コロナ禍の学びを止めてはならないというスローガンのもと、1年の計画に短縮され、前倒しで整備されることとなった。学習指導要領実施とコロナ禍という2つの出来事が、短期間のうちに世界屈指の学校ICT環境を日本にもたらしたといえる。

端末整備と同じく、2020年のタイミングで学校を襲ったのが新型コロナウイルス感染に伴う災難（以下、コロナ禍）だった。2月末に突然発出された全国一斉休校の宣言を受けて、自宅待機する子どもたちが取り組める学習教材を慌ただしく準備していたことも思い出される。

図は文部科学省が調査した数値を総務省「情報通信白書」がグラフ化したものである。

紙ベースの教科書と教材の活用が主であったことは当然として、利用可能な手段を様々試みようとしたことがわかる。

当時、同時双方向型オンライン指導の実施が少なかったのは、端末整備前であったことと、実施の経験もノウハウも公立学校になかったことを考えれば、致し方ない結果であった。

## ■令和時代の教育学習は責任の移行とともに

学習指導要領実施とコロナ禍で幕を開けた令和の日本の学校教育を、私たちは、どのような考えで引き受け、どのように進め、その中で学校ICTをどう活用したらよいのか。それを考える糸口として、フィッシャーとフレイの「効果を発揮する指導と学習の枠組み」を見てみたい。

フィッシャーとフレイは著書『「学びの責任」は誰にあるのか』（新曜社）〔原著：Better Learning Through Structured Teaching〕で「責任の段階的な移行による指導枠組み」を紹介している（本稿では、邦訳書を尊重しつつ、新たに原著から翻訳し作図し直したものを示す）。

学習の課題に取り組む際、責任をすべて教師が担うところから児童生徒が担う状況へと「責任の段階的な移行」を行なうこ

とで自律的な学習者を育てることができるという考え方である。この「責任の段階的な移行」は、「認知構造とスキーマ」（ピアジェ）、「最近接発達領域」（ヴィゴツキー）、「注意、保持、運動再生。動機づけ」（バンデュラ）、「足場かけ」（ウッド／ブルーナー／ロス）といった学術的知見を踏まえたものになっている。

図中、4層に区切られた各層に示されている指導や学習（「焦点を絞った指導」「教師がガイドする指導」「協働学習」「個別学習」）は、日本の学校の先生方にとって珍しいものではなく、むしろどれも日頃から意識しなければならないと言われ続けているものばかりである。

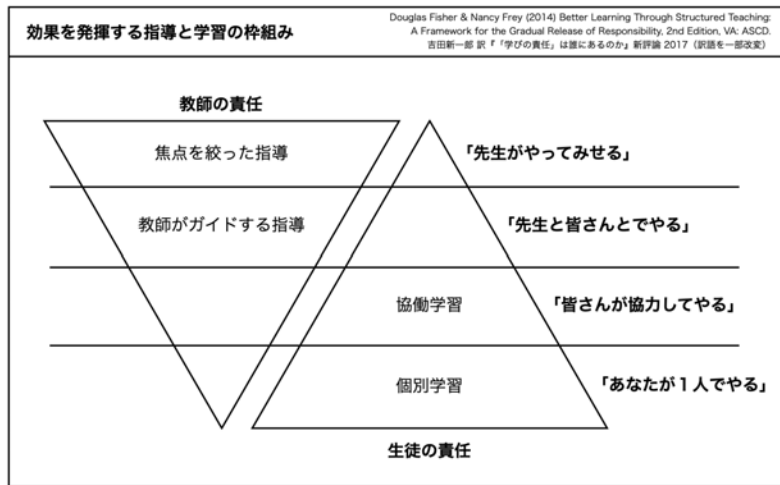
しかし、責任が段階的に移行していくプロセスとして、これら4つの指導・学習を見通して組み立てられていただろうか。最終的に個別学習へと落とし込んだ授業実践だったとしても、実際のところ、子どもたちに責任を移行させてはおらず、教師が責任を掴んだまま「一人ひとりが取り組めた」という学習活動の行動面だけで完結していたりはしないだろうか。たとえて言うならば、お釈迦様の手のひらの上の孫悟空のような構図に閉じこめたままではないのか。

文部科学省が「令和の日本型学校教育」を掲げる背景に、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難になっているとの指摘がある。そのような急激に変化する時代の中で生きていくためにも、課題を発見解決していくことができ、言語能力や情報活用能力を駆使できる資質・能力を持った自律的な学習者であることが求められている。OECD「学びの羅針盤」の中の「エージェンシー」（行為主体）という言葉や、坂本旬（法政大学）の紹介による「デジタルシチズンシップ」と関わって取り上げられている「アップスタンダー」（不正義に直面した時に立ち上がる人）という言葉も、責任を引き受ける主体を育てていく方向性にある。

令和時代の教育学習をつくりだしていく土台として、「責任の段階的な移行」を意識した指導や学習が可能となる授業づくりやカリキュラムマネジメントを目指すことが必要だろう。子どもたちが自律的な学習者として他の誰かではない自分自身で責任を担うという姿勢を培っていくことが大切だ。

## ■自律的な学習者によるICT活用

文部科学省による「教育の情報化に関する手引-追補版-」には、「学校におけるICTを活用した学習場面」という図が掲載されている（第4章82頁）。「一斉学習」「個別学習」「協働学習」



の3つの大きな分類と細かく10分類したICT活用の学習場面である。

「責任の段階的な移行による指導枠組み」と「学習場面10分類」を対比的に見ると、教師による「焦点を絞った指導」に対応する「一斉学習」の分類は1つだけであり、残りは児童生徒が自ら取り組む学習場面がほとんどである。このことから、学校ICTの活用を前提とした学習活動において、児童生徒自身が責任をもった自律的学習者として学習に取り組んでいくことが重要だとわかる。

なお、学習場面10分類は、授業場面を中心として構成されているため、授業外の学校生活等におけるICT活用が描けていないことは特に留意しなければならない。

なぜならば、責任の段階的な移行として考えた場合、授業という枠組みの活動だけでは、教師が責任をもっている範疇から完全には脱していないからである。

学校のICT活用にとって重要なことは、学習場面10分類を大事な助走と考えると、その先につながっていく、日常の学校生活・家庭生活の中で10分類を生かして、自律的にICT活用できる子どもたちへと成長を促していくことである。

概して、子どもたちには知識もスキルも無い、あるいは不十分なのだから「任せる」ことは難しいと判断されることが多い。実際、一斉休校中に自律的に学習できた子どもたちは限られていただろうし、多くは教材や時間割を必要としていた。任せることを想定した指導や学習は不可能であると実感を伴っている人々も多いだろう。

しかし、この議論が卵と鶏の関係にあるとすれば、逆に、これまでの学校教育が他律的な学習に慣れさせてしまったことの結果が一斉休校であらわになったのだ、と考えることもできる。「あなたが1人でやる」ことを指示されれば実行するけれども、そう言われなければ学習活動が生じないのであれば、責任移行の伴わない個別学習に慣れてしまったせいかも知れない。

それでは何から始めればよいのだろうか。フィッシャーとフレイの著書では、4つの層の指導・学習に関する様々な提案がなされているので、学習場面10分類と対比する中で、場面同士を接続していくパターンづくりの参考にすることもできる。

また、「責任」を自分自身の責任で何か実行していくことと捉えるなら、「コントロール感」の議論も参考になる。スティクスラッドとジョンソンは『セルフ・ドリブン・チャイルド』（NTT出版）で「子供に「コントロール感」を与えることは、意思決定の能力や学習中のスキルを使いこなす能力を育む唯一の方法である」と述べている。子どもがストレスを感じることなく任されて学習活動を展開する経験を積ませることから始めるのである。奈須正裕『個別的な学びと協働的な学び』（東洋館出版社）で「自己決定的学習」として紹介されている考え方も通じる。

さらにこれらはドゥエックの「しなやかマインドセット」（成長型マインドセットや増大的マインドセットとも呼ばれる）とも深く関係する。任せられて、褒められていくことで、しなやかマインドセットの「新しいことにチャレンジしたい」という気持ちが強くなり「壁にぶつかっても耐える」ことができ、また「批判から真摯に学ぶ」ことにもつながり、責任主体としての成長も期待できる。

子どもが責任を担っていけるように「責任の段階的な移行」を丁寧に行ない、子どもたち自身の「コントロール感」を高め、自律的な学習者としての「しなやかなマインドセット」を高めて

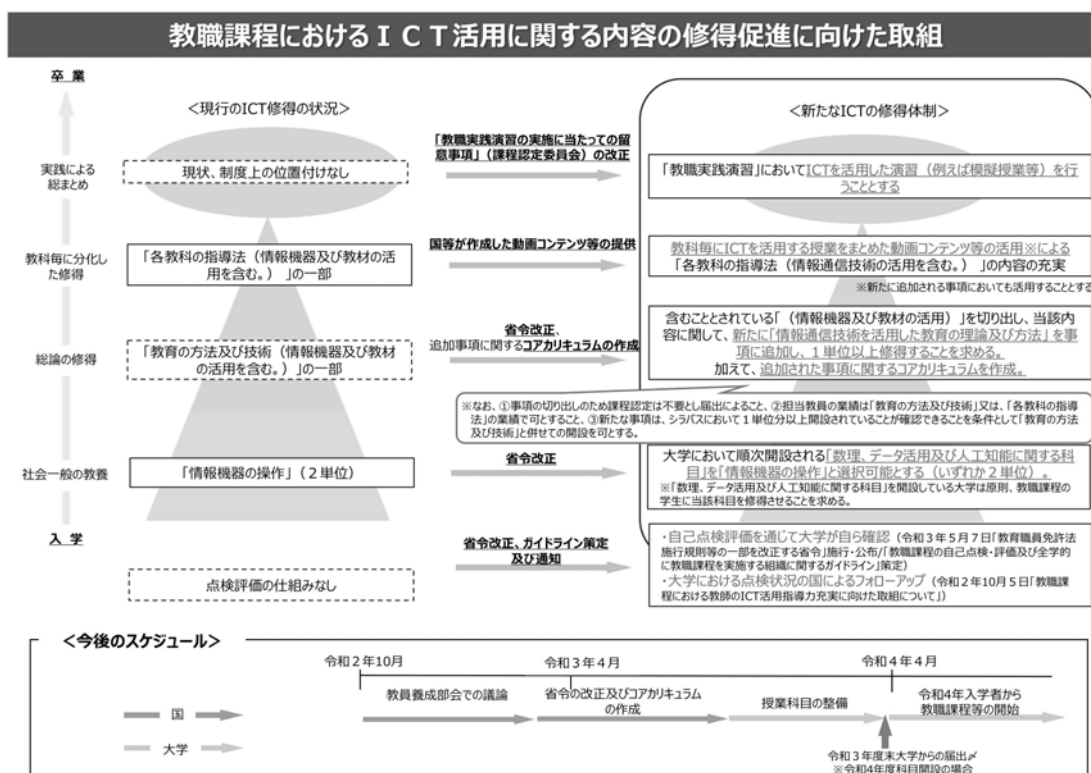
学校におけるICTを活用した学習場面					
A 一斉学習		B 個別学習		C 協働学習	
<p>挿絵や写真等を拡大・拡大・拡大への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。</p>		<p>デジタル教材などの活用により、自らの理解について深く調べることや、自分に合った進捗で学習することが容易となる。また、一人一人の学習進度を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。</p>		<p>タブレットや電子黒板等を活用、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士の意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。</p>	
A1 教師による教材の提示	B1 個に応じた学習	B2 調査活動	C1 発表や話し合い	C2 協働での意見整理	
<p>画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p> 	<p>一人一人の習熟の程度等に 応じた学習</p> 	<p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p> 	<p>グループや学年全体での発表、話し合い</p> 	<p>複数の意見・考えを議論して整理</p> 	
B3 思考を深める学習	B4 表現・制作	B5 家庭学習		C3 協働制作	C4 学校の壁を越えた学習
<p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p> 	<p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p> 	<p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p> 		<p>グループでの分担、協働による作品の制作</p> 	<p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p> 

いく重要な道具立てとしてICT活用を考えていくことが重要である。

### ■変わる教職課程と教科教育

令和時代だ、情報時代だと変化を強調してみても、学校教育を担うのは昭和や平成の教育を一身に受けた現役世代の教師である。十分な機器整備も行なわれていなかったこともあり、ICT活用を前提とした学校教育について大学等の教職課程で学んだ記憶は皆無であろう。

近年、教職課程の現場では、教職課程コアカリキュラムへの対応が進められている。これは、すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化し、体系的な教職課程を編成することで教員養成の全国的な水準確保を目指そうというものである。



中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会基本問題小委員会（第3回）資料

より

教職課程の必修内容として「ICTを用いた指導法」が明確に位置づけられるとともに、GIGAスクール構想の実現に伴って、教師のICT活用指導力については更なる向上を図る必要に迫られている。上図は、令和4年度から始まる教職課程について「ICT活用に関する内容の修得促進に向けた取組」が以前と比べてどう変わるかを示した資料である。「新たなICTの修得体制」（右側）の書き込み量だけを見ても、小さくない規模でICT活用・情報通信技術の活用が取り込まれようとしていることが分かる。

ただし、教員養成の現場でも、この変化に十分な余力を持って対応できているところは多くない。あらゆる教科教育が最新のICT環境に対応した情報通信技術の活用を踏まえた授業実践や授業研究の蓄積を積み上げてきていたわけではないからだ。たとえば、教科教育系の雑誌がICT活用をテーマにした記事を掲載する機会は、従来まで年間に数回程度だったものが、2020年以降は頻繁に特集テーマとしてGIGAスクールや1人1台が掲げられるようになり激変した。

これが何を意味しているかといえば、ICT活用教育の方法論に依然確固とした正解はなく、改善改良、開拓できる余地が広大に残っているということである。従来の教科教育などの蓄積は、長い年月をかけて実践と研究を積み上げてできたものである。ICT活用教育の蓄積が、スタートを切ったばかりであることを考えれば、教職課程や教科教育で学べる知見だけではまったく足りない。むしろ、学校現場の従来までの経験を掛け合わせたICT活用への挑戦成果が、教職課程や教科教育研究にたくさんフィードバックされることが今必要とされていることだ。

加えて、技術は目まぐるしく変わる。ICT機器やツールの進化によって操作法の変更はもとより、活動の段取り自体が短縮されるといった変化も生じやすい。情報通信技術スキルを継続的に見直す努力は必要な一方、学習目標を達成するためのスキルを強化していくことが幾倍も重要であろう。情報活用能力を含む資質・能力とは、そのようなメタ的なスキルであるともいえる。

### ■教育の情報化と教育DX

教育とICTに関わる取り組みは「教育の情報化」と呼ばれている。教育の情報化は「情報教育（情報活用能力の育成）」「教科指導におけるICT活用」「校務の情報化」の大きく3つの側面に分けられてきた。これに関しては、先に紹介した「教育の情報化に関する手引」が学習指導要領改訂に対応する形で1990年から作成されており、手引を参照すれば、学習指導要領に沿う「教育の情報化」の全体像を学ぶことができる。

2010年代に入るあたりから、スマートフォンなど新たな可能性をもった情報機器の登場があり、情報技術分野の進展によって「情報化」という言葉への関心が、「スマート化」あるいは「クロステック」や「デジタル・トランスフォーメーション」といった言葉へと移り始めた。たとえば、金融市場をさらに進化させるデジタル技術を「フィンテック」(Financial × Technology = FinTech)と呼んだり、デジタル化によってビジネス等の在り方や価値観そのものを変えてしまうことを「DX」(Digital Transformation)と表現するのがそれである。

これを教育分野にも適用し、「EdTech」や「教育DX」という言葉がめぐり始めている。手引も新しい動向をキャッチアップするように追補されているが、これまでの「教育の情報化」から飛躍した部分を接合する難しさも生まれている。

文部科学省が「教育DX」を説明したスライドが上の図である。デジタル化を3段階で説明したものを教育に重ね合わせて図化したものである。

第1段階「デジタイゼーション digitization」、第2段階「デジタライゼーション digitalization」、第3段階「デジタルトランスフォーメーション digital transformation」である。

この3つは、順に達成されることを前提にした関係にある。デジタル化の第1段階「電子化」



「教育DXについて」(文部科学省「教育DX・教育データの利活用について」より)



で作業の自動化や高速処理が達成されるからこそ、第2段階「最適化」のための活動や業務の見直しが可能になる。また、第2段階「最適化」を深く取り組むことができれば、第3段階「新たな価値」の発見や創造につながる可能性が生まれる。いずれの段階も相応の時間と労力をかけて行なうものだ。

ところが、教育界のデジタル化は、そのようには進んでこなかった。第1段階にあたる機器整備の取り組みで長らく足踏みを続けてきた。2000年代前半頃には、各小中学校にパソコン教室が施設整備されたものの、その次につなげていくことができなかったのである。

2020年になって、GIGAスクール構想の実現事業による児童生徒1人1台の情報端末整備でようやく第1段階を達成する足がかりを得たことになるが、学校教育を「デジタル化で効率・効果的に」するには、整備された機器を使いこなすための習熟期間を見込まなければならない。成果はまだこれから出てくるものだと思いたい。

第1段階がそのような状態であるにも関わらず、すでに第2段階と第3段階に関する取り組みと議論が進行している、というところに学校ICT分野の難しさがある。順に達成すべき各段階の課題が、「教育DX」という言葉に包まって、ほぼ同時に提示されているといっていよう。

私たちがこの分野の取り組みや議論を受けとる際は、それがどの段階に紐づくトピックスであるのかを判断して、優先順位を付さなければならない。たとえば、大ざっぱに整理すれば、第1段階が「過去からの持ち越し課題」、第2段階が「現在直面している事態への対処」、第3段階が「未来のための準備」だと考えてみることだ。

### ■未来へと巻き戻していく感覚

本稿は、令和時代の学校ICTを考えるにあたって、まずは私たち（児童生徒より上の世代）が引き受けてきた責任を段階的に移行することから検討を始めた。責任はこれからの時代を担う世代の手にあるべきなのだから、本来あるべきところに返すことなのかも知れない。

そのような視点から、指導と学習の在り方や学習場面の分類を、授業づくりや教育課程づくり（カリキュラムマネジメント）の組み立てに使うことが肝要だ。現行学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」は、当事者（児童生徒）に責任を返していくことを目指しているのだと考えてみたい。そこでは、ICT機器を学習活動の中に持ち込むということが、自分の判断と責任のもとで取捨選択的に活用しなければならないという機会をもたらす、即ち、自在に活用できるコントロール感を与える機会にもなる。

実は、スティクスラッドとジョンソンは、著書でテクノロジーの欠点を辛辣に指摘している。たとえば「テクノロジーは、健全な『コントロール感』の発達に必要な脳の活動から時間を奪う」といった指摘がある。こうした批判はテクノロジーを野放図に渡した状態で起こっている消費的な利用の悪い点を挙げたものだ。当然、テクノロジーには良い点も悪い点もある。

消費的な利用の弊害や、依存に陥った場合の対処は簡単ではない。しかし、こうした悪い側面を未来に望む子どもたちはそもそもいない。ICT活用が弊害に終始してしまうのだとすれば、それは責任あるICT活用の機会をこれまで作り出せてこなかったことにも原因があるだろう。

だとすれば、望ましい未来につなげていくために今踏むべき段階を、未来から逆にたどって考えてみるのが大事になる。未来から逆算する「バックキャスト」 という思考法である。児童生徒・教職員はもちろんのこと、保護者や地域社会の人々も招き入れ、未来からの逆算について話し合い、共有していくことにも意味がある。これは学校ICTの分野にとっても有効な試みだ。令和時代の学校ICTは、人々との文脈共有のもとで活かされるものだと思いたい。その作業を「未来へと巻き戻していく感覚」と表現できるくらいになれば自然でよいと思う。

(りん こうたつ 徳島文理大学准教授)

〈参考資料〉

ダグラス・フィッシャー／ナンシー・フレイ

『「学びの責任」は誰にあるのか：「責任の移行モデル」で授業が変わる』（新評論）2017年  
奈須正裕『個別最適な学びと協働的な学び』（東洋館出版社）2021年

坂本旬「アップスタンダー教育とは何か デジタル・シティズンシップとネットいじめ」

『法政大学キャリアデザイン学部紀要 第19号』2022年3月

ウィリアム・スティクスラッド／ネッド・ジョンソン

『セルフドリブン・チャイルド 脳科学が教える「子どもにまかせる」育て方』（NTT出版）2019年  
キャロル・S・ドゥエック『マインドセット：「やればできる!」の研究』（草思社）2016年

白井俊『OECD Education2030プロジェクトが描く教育の未来 エージェンシー, 資質・能力とカリキュラム』  
ミネルヴァ書房2020年

文部科学省「教育の情報化に関する手引」

文部科学省 教員養成部会(第120回)配布資料「教育課程におけるICT活用に関する内容の修得促進に向けた取組  
について」

## Ⅱ エッセイ

# 危機の時代の教育を考える —放射線教育を巡る諸問題—

北陸大学 林 洋一

1982年5月1日付、つまり40年前に創刊された「神奈川県教育文化研究所所報（1981）」に露木喜一郎初代理事長は「所報第一号刊行に寄せて」という巻頭言を寄せている。

「この研究所は、主任手当の拠出金を基金として発足したものです。主任制度が一方向的に強行されたときにわたくしたちは次のことを確認いたしました。第一は主任制度の意図を粉碎するために、徹底的に職場の民主化を進めて真に民主的な自治と連帯に基づく新しい学校を創造しようということであり、第二は主任制度を強行するような政治状況を変革して、民主教育を推進する国民世論の形成に一層の努力を形成しようということでした。

いま教科書を巡る諸問題に象徴されているように、日本の教育は、政治的にいわば外圧によって大きくゆがめられようとしています。もちろん、それは今日にはじまったことではありません。・・・」

教文研創設時の教育状況やその背後にある問題は、廃止された主任手当の問題を別にすれば、2022年の現在でもあまり変わってはいない。というより、諸問題はさらに深刻化しているように思われる。

このような中で、私たちは教育についてどのように考え、また行動していく必要があるのだろうか。基本的には「外圧に対抗し、民主教育を推進すること」であるが、ロシア軍のウクライナ侵攻を契機に新たな形で引き起こされたエネルギー危機の問題を踏まえて、改めて原子力発電の持つ問題点について考察したい。

## 1. 原発事故と放射線副読本

2011年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という日本国内観測史上最大規模を記録した。その超巨大地震は、岩手・宮城・福島の前北3県を中心とした「被災地」に大きな被害をもたらした。

あの日から11年以上の歳月が流れた現在、東日本大震災もしいに人々の記憶から消えつつある。しかしながら、震災からいくらか時間が経過しても解決の目処が立たない問題がある。それは、放射能汚染である。その影響を最も強く、かつ直接的に受けたのは、東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故によって住み慣れた故郷を離れざるを得なかった人たちである。

筆者は、当時、大学教員として勤務しながらいわき市の公立中学校スクールカウンセラーとして仕事をしていましたが、4月からそれまでとは別の中学校で勤務することになっていた。その新しい勤務先となった中学校は、震災の影響で相双地区からの避難者がいわき市内で最も多い学校だった。相双地区とは福島の浜通り北部、つまり相馬地域（相馬市、南相馬市、新地町、飯館村）と双葉地域（広野町、楡葉町、川内村、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、浪江町）を指す言葉である。相双地区には長い海岸線があるため津波被害で転校してきた生徒もいたが、多くは原発事故による避難者で、各学年約1クラス分の生徒が急に増加したのである。その中には、制服や教科書、文具を自宅に置いたまま避難してきた生徒が少なくなかった。

原発事故と放射能汚染を受けて文部科学省は、児童生徒向けに「放射線副読本」を刊行したが、その主旨は、文部科学省のウェブサイトにも次のように記されている。

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が大量に発電所の外に放

出されてしまいました。

このような特別の状況に国民一人一人が適切に対処していくためには、まず、放射線等の基礎的な性質について理解を深めることが重要であると考えます。特に、この困難な事態を克服し、日本の将来を担わなければならない子ども達においては、小学校・中学校・高等学校の各段階に応じて、放射線や放射能、放射性物質について学び、自ら考え、判断する力を育むことが大切であると考えます。」

この副読本は2011年11月に初版（小学生用及び中高校生用）が刊行されたが、2018年9月、2021年12月に改訂されているため、現在使用されているのは2021年の改訂版である。

放射線に関する基礎知識を平易にまとめた副読本としての読みやすさについては、版を重ねるごとに高まっていると言えよう。福島県からの避難児童・生徒に対するいじめに関連する問題などが追記されるようになったことも、評価できる点である。ただし、放射線の人間をはじめとする生物への影響については異論も出されているが、それらにはほとんど触れられていない。

この副読本が刊行されたとき、原発事故の「地元」にあたる福島県教職員組合は次のように批判している（福島県教職員組合ウェブサイトより）。

「2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故により、福島県を中心に東日本の広い地域が放射性物質によって汚染されました。このような状況であっても、国は福島県に暮らす人々の想いにまったく寄り添っていない「放射線副読本」や放射線に関する指導資料を公表しました。…原発事故によって被災した福島県でこそ放射線教育を推進しなければならないと考え、さまざまな情報を発信してきました。しかし、学校現場では放射線教育は専門知識が必要だったり、指導資料が手元になかったりするために実践されにくかったのが現状です。」

このような視点から、福島県教職員組合は独自に「放射線副読本」の「解説書」を刊行し、公開している。2021年の改訂版については「2021年12月、文部科学省は一部改正した放射線副読本を発行しました。廃炉に向けた課題の一つの汚染水処理についての追記や、その他内容の一部変更がありました。今後、これらの内容についても検証していきます」とのことである。

文科省のウェブサイトには「放射線副読本」の各年度版、福島県教職員組合のウェブサイトには「放射線副読本 解説書」が掲載されているので、細かい論点についてはそちらを参照されたい。

## 2. 放射線副読本の問題点

しかしながら、この副読本の本質的な問題点は、別にあるように思われる。その一つは、東京電力の原子力発電所がなぜ東北電力のエリア内にある福島県に作られたのか、という問題である。たとえば、東京湾沿いには、いくつかの火力発電所がある。しかし、原子力発電所は1か所もない。さらに、福島県内でも比較的人口の少ない相双地区に立地しており、首都圏に比較的近い（送電距離が短くて済む）いわき市にないのだろうか。その答えの一つは、原子力発電の潜在的危険性が早くから認識されており、強い反対運動が予測される首都圏や人口の多い地域には作りにくかったからであろう。

今中（2011）は、アメリカのブルックヘブン研究所が原発事故の被害を予測したシミュレーションにならい、日本原子力産業会議が1960年に行った原発事故シミュレーション（原産報告）について述べている。熱出力50万キロワットの原子炉が重大事故を起こした場合（放射性物質放出量37万テラベクレル）、福島の事故に比較的近い条件設定でのシミュレーション結果をみると、損害額は5650億円と推定されていたのである。また、最悪の条件下では、3兆7300億円と予測されていたが、これは当時の国家予算2年分を超える金額である。この報告書は、あまりに大きな被害が予測されたためか、1973年まで一般に公開されなかった。つまり、隠されていたのである。

今中は、これらを踏まえて、次のように述べている。

「日本の原子力発電は、万一の場合には、原子力事業者のみならず国家財政が破綻してしまう可能性があることを承知で始められたのである。」

もう一つの理由は、過疎に悩む地域に新規の雇用を創設するとともに、税制上の優遇措置や各種の補助金を地元自治体に与え、原子力発電所の建設誘致を後押ししたことである。もちろんそれだけではなく、福島第一原子力発電所が設置された双葉町に建てられていた「原子力明るい未来のエネルギー」という標語に象徴されるようなポジティブなイメージが、原子力発電に対して形成されていたことも事実である。

広島、長崎に投下された原子爆弾によって生じた壊滅的被害から生じたいわゆる「核アレルギー」を軽減するために、「原子力村(原子力発電を推進するために政・官・学さらにマスメディアの関係者によって構成された村落的共同体)」が行った様々な広報・宣伝活動の効果も大きく寄与しているように思われる。いわゆる「安全神話」もその一つである。

また、言葉の置き換えも行われた。原子力発電所は英語で表記すればNuclear power plantであるが、「nuclear」つまり「核」の文字を使うと日本人は核兵器を連想しやすい。そのイメージを「原子力」という言葉で避けたのではないだろうか。

さらに重要なことは、原子力発電の結果として排出される「高レベル放射性廃棄物」の処理に関する記述が欠落している点である。原子力発電所が稼働すれば、必ず高レベル放射性廃棄物が発生する。それらは「地層処分」として、最終的に地下深く埋められることになっているが、地震が多く安定した地盤のない日本で、10万年にわたって高レベル放射性廃棄物を安全に管理することは極めて困難である。理論的には、高レベル放射性廃棄物に中性子を当てて半減期を短くするという処理方法があるが、現状では、これは不可能に近い。

そのうえ、日本の原子力発電所は、全て海に面している。ということは、東日本大震災を上回る規模で発生する可能性がある「南海トラフ超巨大地震（最大マグニチュード9.2、つまり東北地方太平洋沖地震の2倍のエネルギーを持つ）」が発生したときに、再び原発事故が発生する可能性があるのである。もちろん、国や電力会社はそれに備えて既存の原子力発電所の安全性を高めるように努めてはいるが(防潮堤をより高くするとか、建物の耐震性を高めるなど)、それで十分という保証はない。

さらに、ウクライナのチョルノービリ原子力発電所のように、外部からの攻撃に直面したときに安全を維持することが極めて難しいこと、テロにより原子力発電所自体が占拠される危険があることなども忘れてはならない。

視点は異なるが、ロシア軍のウクライナ侵攻に端を発するエネルギー危機（原油、天然ガス、石炭の供給不足）は、既存の原子力発電所の再稼働を促進するだけでなく、その新設を促すという動きを加速させつつある。かつて、地球温暖化防止のためという理由で、原子力発電を積極的に進めようという動きがあった。原子力発電は、稼働時に温室効果ガスを排出しないからである(ただし、ウラン鉱石の採掘やその輸送のためには、化石燃料を必要としている)。だが、原子力発電所から排出される温排水は、「海の温暖化」に寄与しているのである。

日本の排他的経済水域には、100年分のエネルギーを賄うことができるといわれているメタンハイドレートがある。これを有効に利用できれば、当分の間はエネルギー不足を心配しなくてよいはずである(ただし、現状では、経済的に見合う形でのメタンハイドレートの採掘は難しい)。

### 3. 放射線教育をどうかえていくのか

「中学生・高校生のための放射線副読本（2021年版）」には、次のような記述がある。

- 身の回りの放射線は、どこからきたり、どのようなところから出ていたりするだろう。
- 放射線の性質について思い出してみよう。



- 放射線を測定する単位やその単位の意味を思い出してみよう。
- 原子力発電所の事故でどのような被害が起きているか話し合ってみよう。
- 原子力発電所の事故による風評被害にはどのようなことがあったか思い出してみよう。
- 福島復興はどの程度進んでいたろう。
- 福島では地域の復興・再生に向けてどのような取組を進めているだろう。

これらに事柄に関する知識は、確かに必要である。だが、2.で述べた問題だけではなく「核オプション」、つまり原子力発電を行った結果として生成されるプルトニウムの核兵器への転用という問題もあるのである。ロシアのウクライナ侵攻の決着がどうなるのかは、現時点ではまだわからないが、その行方次第では「日本も核武装すべきだ」という考えを一般の国民が支持するようになる可能性もないわけではない。

民主教育、平和教育の推進という立場からみると、現在の社会情勢は「危機の真ただ中」と言っても過言ではない。私たちは、この状況をどうしたら変えることができるかを真剣に討議し、またそれを具体的な行動に移すべき時期に来ていることを忘れてはならないのではないだろうか。

(はやし よういち 北陸大学国際コミュニケーション学部)

〈参考文献〉

今中哲二 2011 原発事故の災害規模 石橋克彦編 原発を終わらせる 岩波新書1315

# 現場の声を届ける「風知草」

三浦半島地区教育文化研究所 松浦 和代

三浦半島地区教育文化研究所では、年間を通じて、8月を除く毎月1回「風知草」という所報を発行しています。

表面は「子どもから学んだこと」と題して、現場の教職員が自身の教育実践から学んだことを寄稿していただいたものを掲載し、裏面にはその時々々の社会情勢から、現場の皆さんと一緒に考えていただきたいことを専任所員が「ひびき」と題して、文章を書かせていただいています。

「風知草」は1985年6月15日に第1号が発行されました。当初は毎月1日と15日の2回の発行でしたが、1997年6月から毎月15日の発行になり、2021年に500号を発行しました。

風が吹くとそれがどんなに弱い風であっても、そのわずかな大気の動きを感じ取って風の方向を向くと言われていて、何気ないところに何気なく生えているイネ科の植物「風知草」。その風知草のように、教育を取り巻く微妙な動きを敏感に感じ取り、問題提起していきたくて創刊された一戸三郎先生の思いが、代々の専任所員に受け継がれ、発行を重ね、ついに500号に達したことに深い感慨を覚えます。

その時々々の所員の思いは違っても、教育を取り巻くどんな情勢の中でも、したたかにしなやかに子どもたちとともに、日々の教育実践を紡いでいってほしい、そして学ぶ喜びを共に味わい続けていってほしいという気持ちに変わりはありません。現場で苦闘する教職員の背中を少しでも温かく支えてあげられることができればと執筆を重ねてきたのだと思います。

私は2013年の4月に専任所員に就任し、そこから風知草を発行し始め、8年目に記念すべき500号を発行することができました。

毎月裏面の「ひびき」を執筆するのは、本当に「生みの苦しみ」です。大きな教育を取り巻く情勢の変化があれば、三教組の運動とともに筆も走るのですが、本当に凜の状態になると、私のアンテナは「風知草」のように敏感ではないので、何を書いているかわからず、それこそ「難産」になってしまいます。

けれども毎月寄せられる「子どもから学んだこと」の実践を読ませていただくたびに、現場で子どもたちとともに少しでも楽しく、「わかった」の喜びを味わってほしいと奮闘する姿に、そしてどんな小さなつぶやきからも何かを学び取って成長していく姿に感動と励ましをいただき、エールを送りたくなくて、何とか書き上げては発行し、ほっと息をつくということを繰り返しています。

風知草は創刊号以来、たくさんの読後の感想や、意見などの声が寄せられていたと記述されています。ここ数年、紙面のご意見、ご感想をお寄せくださいと記すだけでなく、配布の時に各分会あての感想用紙を同封するようにして、しっかりとご感想やご意見を受け止めるようにしてきました。

「子どもから学んだこと」を読んで初心を思い出し、また新たな気持ちで始めようと思ったという声は毎号のように寄せられ、実践よりも強く心に響くものはないのだということを強く感じ、理想を抱いて教師という仕事に就いたその思いを呼び起こしてくれていることにも、発行者として嬉しさを感じます。

ある号の「ひびき」で、学校運営組織について触れ、チームで動くことの大切さや、職務を通

して人材育成を図っていくことの大切さを訴えた文章を載せたところ、ある学校の校長先生からお電話をいただき、常日頃、自校の運営組織の在り方に疑問を持っていて、うまくいっていないと感じていたが、「ひびき」を読んで、自分が職員に伝えたかった組織の在り方はこういうことだと思いついた、ついでに、職員会議で改めて運営組織の在り方を提起し、見直しを図りたいので、そのための資料として、増し刷りして全職員に配布していいかと言われました。

組合員からの意見や声は届いていましたが、管理職からのそうした申し出は初めてのことで、所長と相談し、受諾しましたが、なんとなく複雑な思いがしました。

私は学校現場の教職員に向けたエールやメッセージのつもりで書いているのに、そのほかにも配布している団体の方や、教育委員会の方から「毎月楽しみに読んでいます。とても勉強になります」とお手紙をいただいたりして、風知草の読者の幅広さに驚いています。

50号の記念にそれまでの風知草を掲載した記念誌の中で、一戸先生が「風知草」がよく読まれているのは、現場の教師の原稿が（1）自分の言葉で語っている（2）実践家としての教師の汗のおいが漂っている。したがって子どもがいる（3）教育の本質に迫った何らかの問題提起がなされている 文字通りの「玉稿」であるから。そして、手書き印刷で、温かみと親しみがあり、字の大きさも適切で読ませやすいということだと書いておられました。

近年の多忙化で、清書してくれる担当執行部の負担軽減を考え、数年前から、手書き風フォントの印刷になってしまいましたが、「読みやすさ」「親しみやすさ」を損なわない印刷で、変わらず愛していただけっていると自負しています。

一戸先生は「ひびき」執筆にあたって、（1）子どもや親の身になること（2）現場の現実や教師の悩みから目をそらさないこと（3）ひとりよがりにならないこと（4）お説教じみないこと（5）批判精神に徹すること を心したと書いておられました。

赤面の思いがしますが、初心に戻って、これからもそのスタンスを守りながら、「生みの苦しみ」を続けていこうと思います。

（まつうら かずよ 三浦半島地区教育文化研究所 専任所員）

# 自分をアップデートすること

神奈川県立相模向陽館高等学校 井上 恭宏

## ■イースター島のナゾ

「モアイ像はだれが立てたのか?」「宇宙人が立てたらしいぜ。だって、イースター島は無人島だったんだから」。私が小学生のころ、漫画雑誌の巻末には「イースター島のナゾ」といった特集が掲載されたりしていた。あれから30年間、イースター島のナゾについて私は何も考えなかった。

## ■イースター島の悲劇

2005年に刊行された『文明崩壊』（草思社）で、アメリカの人類生態学者ジャレド・ダイヤモンドがイースター島の文明崩壊について紹介している。要約すると次のようになる。

900年ころ無人のイースター島にポリネシア人が移住した。ポリネシア人はカヌーにニワトリやブタ、タロイモやバナナ、その他の食用になる植物を載せて上陸し、イースター島に暮らすようになった。人口は1万5千人ほどにまで増えた。イースター島の人びとはポリネシアの文化である石像を部族ごとにつくった。それは、部族の首長の力の象徴でもあった。そして、石像を立てるために、森林の伐採が繰り返された。森林の伐採は、島の表土を流出させ、強い風が吹く乾燥した島では農作物が作れなくなり、部族間の紛争で石像が倒され、飢餓によって最終的には人肉食までが行われるようになっていた。文明が崩壊し「ほぼ無人の島に戻ってしまったイースター島にモアイ像だけが残された」。これがイースター島の悲劇である。

## ■『銃・病原菌・鉄』

『文明崩壊』の著者であるジャレド・ダイヤモンドは『銃・病原菌・鉄』（草思社 2000年）でピューリッツァー賞を受賞し、同書は日本でもベストセラーとなった。「自主編成」をめざす社会科教師にとっては重要なネタ本でもある。『銃・病原菌・鉄』は、「なぜ、ラテンアメリカの人びとがヨーロッパを征服するのではなく、ヨーロッパの人びとがラテンアメリカを征服することになったのか」を人種差別的な考え方や遺伝による説明ではなく、銃と病原菌と鉄といった要素から説き起こし、世界史への新たな視点を提供してくれた。北米のネイティブ・アメリカンの多くが、ヨーロッパ人がもたらした病原菌（家畜との密接な暮らしによってヨーロッパ人はすでに病原菌に対する免疫を獲得していた）によって、（ヨーロッパ人によって殺害される前に、）死滅させられていたということも、私はこの本で初めて知った。『銃・病原菌・鉄』は、高校の新科目「歴史総合」が目指すグローバルヒストリーの「先行実践」の一つともいえる。

## ■「自主編成」について

「自主編成」という言葉について触れておきたい。「自主編成」とは、教科書に頼らず、自分で教材を開発して授業を展開する自主的カリキュラムづくりのことである（「自主編成」という言葉には、学校のあり方そのものをも問うようなもっと広い意味もある。「課題集中校」と呼ばれるような高校では「自主編成」は授業を「成り立たせる」ためのカギの一つでもあった）。いまでは、自分の授業実践を「自主編成」という言葉で語る教員に出会うことがない。しかしなのか、だからなのか、高校の新学指導要領で探究学習や課題研究が推奨されるようになったいま、

「これって、自主編成だよな」などと合点する授業プランに数多く出会う。

### ■私の「自主編成」

1978年、オーストラリアの歌手であるオリビア・ニュートン・ジョンは、日本のある地方の漁民がイルカを捕獲して殺処分した（イルカによって漁獲が減少して漁民たちは困っていた）ことに抗議して日本での公演をキャンセルした。1980年代になって、私はこの問題を「自主編成」してみた。「オリビアが正しいのか、漁民が正しいのか。考えてみよう」ということである。環境倫理や文化相対主義について考えるために、状況と対立項を整理しての「テーマ学習」としたのである（いまで言えば「思考実験」になるのだろう）。1980年代、私はさまざまなテーマで生徒とともに考える授業を模索していた（オリビアと漁民の話は、教研活動での授業実践報告をアレンジして授業に取り入れた）。

### ■大切な何かに回帰する

新学習指導要領は、高校の新科目「公共」のなかで、「トロッコ問題（暴走する列車に轢かれそうになっている5人を救うために、1人の犠牲者を出してでもポイントを切り替えることは許されるのか）」や「共有地の悲劇（自分の利益を増やすために、過放牧による共同体の崩壊をも顧みず、みんなで使う共有地に自分の羊を放牧することは許されるのか）」などの「思考実験」に取り組むようにすすめている。一周回って「自主編成」的な手法が、「あるべき編成」へと転換したようにも見える。それは、大切な何かに回帰する「再帰的な運動」のようなものなのかもしれない。

### ■イースター島の悲劇を授業化する

『文明崩壊』でジャレド・ダイヤモンドがイースター島の文明崩壊について紹介して以来、2015年ころからイースター島の文明崩壊を「国際理解」という学校設定科目や「現代社会」で取り上げるようになった。環境問題を考えるための導入としたのである。「イースター島の文明崩壊は、地球の文明崩壊の縮図だ」という展開である。「イースター島での部族対立は地球規模でいえば地域紛争や戦争であり、イースター島での森林伐採は地球規模の環境破壊にあたる。イースター島と同じように現在進行形で地球に危機が迫っている。危機に気がついたとき、イースター島の島民は島を脱出することも、助けを求めることもできなかった。カヌーの材料である樹木がすでに失われていたからである。太平洋で孤立するイースター島と宇宙に孤独に浮かぶ地球とは同じだ。地球を第二のイースター島にするわけにはいかない」というストーリーである。

### ■『Humankind. 希望の歴史』の登場

数年前、OECDの「PISA2018」でイースター島の森林破壊にまつわる記事が読解力を測るための問題文として使われていることを知った。記事にはジャレド・ダイヤモンドへの反論が記されていた。しかし、私はどのような反論なのかについて調べるのを怠って、放置していた。

2021年、書店で『Humankind 希望の歴史』（ルトガー・ブレグマン 文藝春秋 2021年）という本を見つけた。目次の「第2章 本当の『蠅の王』」という一行が目にとまった。『蠅の王』（ウィリアム・ゴールディング 新潮文庫 1975）は、少年たちの残虐さ、「いじめる本性」を描いたウィリアム・ゴールディングの代表作で、ゴールディングはノーベル文学賞も受賞している（1983年）。私は『蠅の王』を読んでいたので、本当の話はどうかと気になってページを繰ると、目次には「第6章 イースター島の謎 3 ジャレド・ダイヤモンドの誤り」とある。

『Humankind 希望の歴史』によると、イースター島の悲劇は、ジャレド・ダイヤモンドの説明とは全く異なる経過をたどる。オランダの歴史家であるルトガー・ブレグマンが関係者に話を聞

いて、エビデンスを集めたところ意外な結果に辿り着いたというのである。

### ■「イースター島の悲劇」についての異論

ルトガー・ブレグマンは、イースター島の文明はジャレド・ダイヤモンドの説明のとおりには崩壊したわけではないと主張する。ブレグマンがまとめた「異論」を見てみよう。

1100年ころ、無人のイースター島にポリネシア人が移住した（900年に上陸したというダイヤモンドの見立てがそもそも誤りである）。ポリネシア人のカヌーにはニワトリやブタなどの他に繁殖力の強いナンヨウネズミが紛れ込んでいた。1100年に100人が上陸したと想定し、産業化以前の社会が到達しうる人口増加率で推計してもイースター島の人口は1700年ころで2200人ほどにしかないということも分かった。

2002年、ライデン大学のヤン・ボーセマは、1722年にイースター島を「発見」したオランダの探検家ロッセフェーンの航海日誌に「島民たちは、筋肉質の体と輝く白い歯を持つ、友好的で健康的な人々で、食料をねだるところか、乗組員たちに食料をくれた。土壌はゆたかで、まるで地上の楽園だ」との記述を見つける。そして、航海日誌には倒された像や武器や人肉食についての記述はなく、「島民は2000人ほど」とも記されていた。「1万5千人ほどにまで増え」ていた人口が、石像を立てるための森林伐採と砂漠化、飢餓と人肉食で激減したのではなく、もともと2000人程度しかいなかったのだという。

また、石切り場から移動させたモアイは493体で、1年に1体程度しか作っていない。1体につき15本の木が必要だとしても総計は1万本に満たない。最近の生態学調査で、島には最大で160万本の木があったと分かった。狂信的なモアイの建設で森林が破壊されたのではなく、原因は天敵のいない島で繁殖したナンヨウネズミである可能性が高まった。森林がなくなったあと耕作地は広がり、食糧生産は増えた。島民は石をつみ重ねて農作物を風から守り、温度や水分を保つ農業技術を編み出したからである。だから、島民は「筋肉質の体と輝く白い歯を持つ」健康体だったのだ。近年、出土した頭蓋骨469個を調査したところ、内戦があった証拠は見つからなかった。

1680年に虐殺があったというが、それは1955年にイースター島探検に出たノルウエーの冒険家ハイエルダールの「島民を食人族にしたてる」ための作り話だったという指摘もある。そして、モアイが倒されたり、首を折られたりしているのは、ヨーロッパ人が到来してから、島民がモアイを崇拜しなくなったからだという見方をあげている。

### ■イースター島の「本当の」悲劇

それでは、なぜイースター島が無人の島となってしまったのか。ブレグマンによれば、次のようになる。

1862年、ペルーの奴隷商人によってイースター島の島民1407人（島民の1/3）がペルーに連れ去られた。その多くがペルーの鉱山で死に、感染症で死んだ。1863年、国際的な批判を受け、ペルー政府は生き残った島民470人を島に返した。イースター島へもどる船の中で、ペルーで感染した天然痘が広まり、島に生きて戻れたのは15人だった。そして、戻った15人の島民を介して、天然痘は島中に広がった。天然痘が収まった1877年、島の人口は110人に減少していた。これが、イースター島の本当の悲劇だとブレグマンは言う。

イースター島の文明崩壊を島民の愚かさで説明するのは間違いであり、人間は必ず文明を崩壊させてしまう愚かな存在ではなく、危機を脱出する知恵を持つ希望の存在だというのがブレグマンの主張なのである。

### ■自分をアップデートすること

2021年度、現代社会の授業は「イースター島の悲劇」から始まった。そして、「イースター島

の<本当の>悲劇」にかかわるルトガー・ブレグマンの主張を紹介することで終わることとなった。私自身が知った最新の情報を生徒に隠しておくのは良くないと考えたのである。そして、イースター島の悲劇の真相はいまだ不明だ（今後、ダイヤモンドが何らかの反論を提起するかもしれない。ただし、ダイヤモンドは「詳細な証拠がこれだけそろっているというのに、1722年のロッセフェーンの来訪以前に島民みずから環境被害を招いたという事実を、島民も学者も認めようとしない」と『文明崩壊』のなかですでに指摘している）。

新進の哲学者である千葉雅也は「勉強とは、これまでの自分を失って、変身することである。だが、人はおそらく、変身を恐れるから勉強を恐れている」と指摘している。「自分を壊されるのが怖いから、学ぶのをやめる」のだというのである。人は自分を変えてしまうような考え方や知識に出会うことを避けようとする。私にも思いあたるところがある。自分の考え方と似た考え方の人の本ばかり読んできたのだから。人は、自分の考え方をくつがえしたり、自分が過ごしてきた時間を否定したりしてくるような考え方や知識と出会うことを避けようとするものなのだ。しかし、絶えず学びつづけ、自分をアップデートし、間違いを修正していくことは、恐れるべきことではない。恐れるべきは学ばないことなのだ、いまになって、やっと、私は考えられるようになってきている。

(いのうえ やすひろ 神奈川県立相模向陽館高等学校教諭)





# Ⅲ 各地区教文研

## 2021年度のとりくみ

# 横浜市教育文化研究所 2021年度事業報告

公益財団法人 横浜市教育文化研究所  
〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘5-3  
TEL 045-253-4140 Fax 045-242-7717  
HP: 横浜市教育文化研究所.com  
E-mail: y-kyobun@theia.ocn.ne.jp  
No. 64 (2022.2) 発行責任者 長部 泉



## 2021年度事業の報告

### ★事業部

教育、文化に係る多様な情報を教職員、保護者、市民に届けることを目的に、情報誌の発行や講演会・映画会等を計画しましたが、「ふれあい映画会」についてはコロナ感染症拡大のため昨年引き続き中止せざるを得ませんでした。その他の実施した事業について報告します。

#### <第30回 市民に贈る文化講演会開催> 21年11月24日(水) 横浜市教育会館ホール

後援: 横浜市PTA連絡協議会/横浜市教育委員会/神奈川新聞社

テーマ: 「一瞬の勝負、軍配裁き ～大相撲よもやま話～」

講師: 34代 木村 庄之助 こと 伊藤 勝治 さん



今年度も、定員制限や密回避をはかった受付・席の配置等、コロナ感染症予防策を講じての開催とし、無事に終了することができました。講師の第34代木村庄之助・伊藤勝治さんには、手作りの映像を交えて、大相撲の歴史や名勝負とともに、勝敗の機微や人生模様に至る様々なお話をいただきました。大鵬や柏戸といった懐かしい名横綱の姿や土俵際のきわどい軍配裁きの場面には、会場から思わず歓声が上がリ、講演後の質問も途切れることがありませんでした。申し込みをいただいた200名余の参加者の皆さん、そして開催を支えてくださった市P連役員の皆さん他スタッフに心より感謝いたします。

#### <参加者の感想より>

- 詳しく相撲の話聞いたことはなかった。まわしに手がかかる、体が完全に離れている、技の違いも少しわかり、一度生で見たいと思った。
- 一瞬の勝負の判断、差し違えた時の責任、行司も人生をかけた土俵ですね。
- 一瞬の勝負をどう判断するかとても難しい取り組みがあることを、映像を見ながら、そしてとても分かりやすく説明があつてよくわかりました。相撲の魅力が増しました。
- とても楽しかった。たくさんの映像を見せていただき、なつかしい力士の全盛期が輝いていました。
- なんとなく見ている相撲だが、その裏には多くの見どころがあり奥深さを感じた。一瞬の技と判断、行司の熟練度は素晴らしい。相撲を見る目が変わった。

#### <教育情報誌「JAN(じゃん)」の発行>

Just Answer for Next-Generation  
第60号21年10月 第61号22年3月 発行

##### 第60号 男は松、女は藤 ジェンダー平等の視点を育てる

- ・まだまだ根深い家父長制意識の中で
- ・「だれもが」「安心して」「豊かに」ジェンダー平等を人権教育の中で
- ・ジェンダーの視点を育てる
- ・「どうしてわかるの？」を  
使ってみたら
- ・ジェンダーギャップを縮める  
浜教組元女性部長に訊く
- 横浜の卒業生  
元街小・港中卒業 環境活動家として
- 他

##### 第61号 ICT教育 ～GIGAスクール 構想 新たなteaching～

- ・ 対談「コロナ禍の学校と・・・」  
山中竹春市長、福居恵子委員長
- ・ 横浜市のGIGAスクール構想
- ・ デジタル教科書
- ・ 情報モラル、サイバー教室
- ・ ICT教育の危機と可能性
- 「こどもホスピス」を訪ねて
- 詩の小窓
- 連載エッセイ
- 他

①



第60号

## ★ 相談部



### 1. 相談活動

月曜から金曜、5名の専任カウンセラーにより、電話と面談（来所）による相談を行いました。

相談件数は昨年比増加傾向にあり、1月末現在118件でした。相談内容は「学校生活について」が最も多く、その中でも、「学習について」、「教師との関係について」の相談が多くなっています。

### 2. 教育相談研究委員会

- 研究テーマ：「つなぐ・つながる・つなげる」から、相互関係のありようを考える (x)  
年間3回の予定でしたが、コロナ禍のため、10月拡大相談研究委員会のみ実施しました。

#### ・拡大相談研究委員会

10月28日（木） 講師：安達 昇さん  
（早稲田大学教師教育研究所）

人権教育の実践と、子どもたち、保護者と接する中で自分の自身の気づきについて、様々な示唆に富む話がありました。その後参加者からの質問意見があり、研究協議を行いました。

### 3. 相互学習の会

学習テーマ：「親子関係 シリーズ17」

年間10回開催予定でしたが、コロナ禍で9月、2月は中止となりました。子育て中、子育て一段落、教員経験者、参加者相互で悩みを聴きあい、思いを語り、問題解決の糸口を探りました。

### 4. その他

- 自主研修会等への支援
  - ・紅葉坂カウンセリング研究会への支援
  - ・関連団体の活動への支援（親の会他）
  - ・ふれあい相談ボランティア連絡協議会へ支援

## ★ 研究部

### 1. 環境教育研究部

- 自然とのかかわりで環境教育を考える委員会  
「SDGsと学校教育」JAN59号掲載  
研究紀要 JAN61号掲載
- 社会とのかかわりで環境教育を考える委員会  
「地球温暖化～灼熱の地球がやってくる～」  
一刻も早く行動を起こさないと間に合わないを  
テーマに研究。JAN62号掲載予定

### 2. 女性問題研究委員会

「ジェンダーの視点で学校を変える」  
をテーマに、授業実践や社会状況をもとに研究を進め、今年度は年6回開催しました。JAN60号「ジェンダー平等教育」取材に協力しました。

### 3. 学級づくり研修講座

テーマ「安心感のある居場所（安全基地）としての学級をめざして」～教師の役割について考える～

- 開催日：6月から1月まで計7回を計画しましたが9月、1月は、コロナ禍で中止しました。  
<参加者振り返りより>
- 小学校3年生の担任。ストレス反応については、あてはまる児童が多くいると感じた。普段から母性的なかわりか意識していたが、父性的なかわりも必要で、子どもたちの存在や行動のプロセスを意識して声掛けをしていこうと思う。
- 楽しく夢中になってグループワークに取り組みました。そして担任しているクラスでこのような楽しさ一体感を子どもたちが感じているかを考えさせられました。最近忙しさや疲れで、子どもたちの心に届く声掛けができていないようにも思いました。
- 共感力というのは、社会の中で様々な人とのコミュニケーションをとる上で必須な力だと思います。今日は、その「共感」を様々な角度から教師として必要な力として整理されたお話で分かりやすかったです。子どもの話を聴くことは理解しているつもりですが、「ああまたあの子か」話半分で聞いたり、100%できている実感はありません。よい刺激をもらいました。
- 私のクラスにも集団が苦手でおなかが痛くなったり気持ちが悪くなったりする子がいます。不登校ではありませんが、2年生の現在も登校時に泣くこともあり、周りの先生に助けてもらいながら支援しています。今日のお話を聴いて「その子の気持ちを考える」ことができていようできていなかったなと思いました。当たり前と考えていたこと、今日のお話を参考に、クラスの子どものことを考えてみたいと思いました。

### 4. 特別講座「発達障害の理解と支援」

8月2日開催～困った人ではなく、困っている人～

講師：宇山秀一さん（横浜市学齢後期発達相談室  
<参加者振り返りより> 「くらす」室長）

- 得意なことや好きなこと、できることをどれだけ生かせるかが大事だと思いました。どうしても苦手なことを頑張らせたくなくなってしまうのですが、それよりも、いいところをどれだけ探して伸ばしていけるか、一人ひとりの顔を思い浮かべながら考えました。
- クラスに（診断はないが）支援が必要な子が複数いて、担任として何が出来るかどうすればよいかと悩んでいます。特性について詳しく教えていただき、接し方のヒントも知ることができました。「もうすこし」「ちょっと」「ちゃんとして」等使ってしまうのですが、確かに聞き手側はイメージしづらい言い方です。発達特性による困難さにより、失敗経験が積み重なり自信をなくす子も多く、どうサポートすればよいかを考えさせられました。

2021 年度

# 川崎教育文化研究所 事業報告

2022. 3. 5

## 1. 出版事業 (一財)川崎教職員会館に助成し、以下の出版事業を行いました。

### (1) 教育総合誌「形成」の発行

2021年度第31号は、特集を「川崎のGIGAスクール構想」「コロナ禍の学校 2021」として2022年3月に発行予定です。

- ①編集方針、編集方法、特集編集日程等については、「形成編集委員会」と事務局が担当し、専任所員が編集にあたりました。
- ②発行部数は270部を基本とし、学校・公立図書館を中心に配布するとともに、教職員を対象に講読運動をすすめています。

### (2) 双書の発行

双書審査会を開催しました。「子どもが喜ぶ 保護者とつながる学級通信を使ったクラスづくりのコツ20」(双書No.77)を、2022年3月末に発行予定です。

(規約より)

- ①会員等の応募により、研究・創作・実践記録などを「教文研双書〔単行本〕」として1冊発行します。
- ②審査については、「双書出版審査会」が担当します。
- ③各350部を基本として出版し、学校等に配布するとともに講読運動をすすめます。
- ④1冊につき、35万円を上限として補助します。

## 2. 映画関係事業 (一財)川崎教職員会館に助成し、夏休み親子映画会を毎年開催してきましたが、21年度は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。20年度に引き続きの中止です。

## 3. 地域間交流事業 (一財)川崎教職員会館に助成するふれあいサマーキャンプ事業は、川崎市の子どもが、各地の豊かな自然とそれに立脚した産業や文化にふれ、生活体験を広げるとともに、当該地域の子どもとの友好交流を深めるため行われてきました。21年度も準備を進めましたが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。20年度に引き続きの中止です。

## 4. 音楽会開催事業 「2021少年の祭典ボレロ」の後援・助成をしました。M.ラベルが作曲した「ボレロ」を、年齢を問わず多くの市民が演奏し、共通の音楽を通してふれ合い、ともに生きることを体験する機会として開催されてきました。

2021年度は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から12月12日(日)にカルッツかわさきで収録を行い、Web配信とDVDを作製しました。収録に先立ち、市内5会場でパート練習が行われています。

**5. 講演会開催事業** 市民の教育文化向上をはかるため、市民・保護者・教職員を対象に、学者・文化人・教育関係者による「市民文化講演会」を開催してきました。21年度は、2回開催しました。

第1回「誰だって誰かのヒーローになれるーダウン症児子育て講演会ー」

日時：2022年2月4日 18：30～19：45

会場：川崎市総合自治会館

講師：広岡 真生さん（市職員） 歩睦さん（市内支援学校高等部生）

第2回「子ども参加のこれまでと、これから…」

日時：2022年2月10日 18：30～19：45

会場：川崎市総合自治会館

講師：前川 友太さん（子どもの権利フォーラム）

**6. 教育文化事業** （一財）川崎教職員会館に助成し、「川崎こどもニュース」を発行しました。小学校5・6年生、中学1・2年生を対象に、川崎市の子どもたちにサマーキャンプのお知らせや、子ども会議の活動を伝えました。編集にあたっては川崎子ども会議の委員と連携し、「子ども権利の日のつどい」や「子ども集会」「市長への報告」などを紹介し、子どもたちの活動を伝えました。年4回（5月、7月、12月、3月）発行

**7. 教育支援事業** （一財）川崎教職員会館に委託し、川崎市退職教職員の会「教育支援事業」に助成しました。川崎市教育会館内の「教育支援室」で、教育相談事業「やまびこ相談」、川崎市退職教職員の会が推薦した学校支援センター支援員を通じて各小学校区へのボランティア登録と派遣等を行ってきましたが、2020年度から体制が変わり、生涯学習財団に移管しました。また、2015年以降は、地域の寺子屋事業への協力も行っています。退職教職員の社会貢献、生きがいづくり、豊かな子どもの時代を創造し、学校現場の要請にもとづき必要な支援をしています。

**8. 国際教育交流事業** 川崎市およびその姉妹友好都市における教育の現状と課題、その課題解決への試み等について交流するとともに、相互交流と友好の増進をはかるため川崎市姉妹友好都市国際教育交流事業に助成しました。

**9. 専門委員会** 子どもの権利条例制定20年を契機に、これまでの全国のさまざまな場所で開催されている「子どもの権利条約フォーラム」が、川崎市で開催されました。このフォーラムは、子どもの権利条約の普及と、子どもの権利について関心を寄せる人々の意見交換、出会い、交流の場としてはじまり、子どもの権利条約採択記念日（11月20日）前後に開催されてきています。専門委員会として、その実行委員会に参加し、「子どもの権利条約フォーラム2021inかわさき」の開催に協力しました。

**10. 周年行事準備委員会** 1981年に開所して40年が経過しようとしていることから、40周年に向けての準備をしました。

**11. 「教文研セミナー」** 川退教教育事業部の協力を受けて、現職教職員を対象にした幅広い内容の校外研修を、夏季休業期間中に実施していましたが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。

## 2021年度 横須賀三浦教育文化研究所 事業報告

### (1) 教育相談

火～木曜日に教育相談をおこないました。相談件数・相談内容は次の通りです。

#### ① 月別相談件数（3月1日現在）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	0	2	3	1	0	1	7	1	1	3	0	0	19

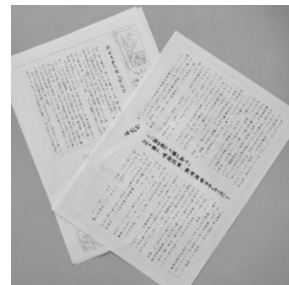
(来室7)

#### ② 相談内容（重複あり）

内容	子育て	学習	進路	いじめ	不登校	学校の対応	家庭問題	保護者本人	その他	計
件数	5	1	0	1	3	3	1	0	5	19

### (2) 所報「風知草」

8月を除く、毎月15日に所報「風知草」を発行しました。内容は、学校現場の教職員が、学校現場の子どもたちとの関わりを綴った「子どもから学んだこと」、教文研専任所員による「ひびき」で構成され、今年度は500号を超えました。また、毎月読者から多くの感想が寄せられました。



### (3) 親子映画

8月7日、横須賀三浦教育会館で開催しました。2021年は、アニメ映画「この世界の片隅に」を上映しました。当日は、午前・午後合わせて約80名の来場者がありました。

#### ～来場者の感想～（一部抜粋）

- ・昔の戦争がよく分かってとてもいい親子映画だなと思いました。(小4)
- ・戦争とは爆弾が落ちて終わりではなく落ちてからも大変だということが分かりました。そして今の生活、平和であることのありがたみが分かりました。(中1)
- ・この映画を見て改めて平和の尊さを知りました。この事実をしっかり受け止めて後世へとつなげることが大事だと思います。(中1)
- ・戦時中でもつつましく生きるすずが良かったです。今の平和な時代が当たり前でないものと再認識できました。(保護者)
- ・日常の中に幸せを見出すことの大切さを改めて実感しました。素晴らしい企画をありがとうございました。(一般)

### (4) 第33回「平和作品展」を開催しました。

8月4日から7日、第33回平和作品展をが横須賀三浦教育会館で開催しました。小・中・高校16校から出品され、1,000名を超える子どもたちの平和への願いをこめた感想文、川柳、絵画等の作品が展示されました。4日間の来場者数は、約370名でした。展示されている児童・生徒のご家族だけでなく、多くの市民の方が来場されました。



### ～来場者の感想～（一部抜粋）

- ・みんなの「平和」を見れて、いろいろな平和があるんだなと思いました。
- ・今生きていること、当たり前のようにごはんがあること、学校に行けることなどが、決して全世界の全員ができていないことではない。日本のどの時代に生まれてもできることじゃないということ、子どもたちと大人が考える時間そのものがとても大切なことだなと思いました。“今あるもの”をいろんな角度から表現していて素敵でした。
- ・少しでも平和について考える時間を子どもたちも持ったこと、それを作品として表すことで、平和について子どもたちなりの思いをもつことって大切だなと思いました。子どもたちに伝えつないでいくためのチャンスを大切にしたいなと思いました。
- ・平和とは言い難いコロナ禍ではあっても、子どもたちの笑顔が感じられる様な作品の数々に力をもらい、平和を守っていかなくては…と改めて思いました。

### （５）市民教養講座

11月6日、市民教養講座をWEB開催しました。2021年は、「学校の働き方改革の実現に向けて」をテーマに、コーディネーターの青木純一さん（日本女子体育大学特任教授）と、シンポジストである4名の現場教職員等と、参加者がともに考え、議論しました。

当日は約40名の参加があり、児童・生徒を通して配布したチラシを見て参加した保護者もいました。



### ～参加者の感想～（一部抜粋）

- ・働き方改革について、現場の実態を伺えたことは貴重でした。A先生のスクラップ&ビルドのお話、B先生の朝早くからお仕事をしないとこなせない多くの肩書き、C先生の大所帯の学校の情報共有など心に残りました。専任所員さんから最後にお話いただいた、会議の時間設定の事は明日からすぐに意識ができそうです。
- ・働き方改革の中で、担任として力が抜けないところがありますが、最近は、あまり子どもたち全員に「絶対やらせなくては！！」と思うことが少なくなりました。自分が必要なことだけこだわりたいと思います。コーディネーターは、独立色にしたほうが良いというのはその通りだと思いました。

### （６）奨学金事業

横須賀市立横須賀総合高校から推薦された生徒4名（全日制2名、定時制2名）に月5,000円を支給しました。

### （７）ビデオ・DVDの貸し出し

平和・人権等に関わるビデオ・DVDの貸し出しを行いました。

### （８）自主編成講座（三浦半島地区教職員組合教文部と共催）

8月25日、第1回自主編成講座を開催しました。今回は、「『1人1台端末』活用に向けた はじめの 一歩」をテーマに行いました。



# 2021年度 湘南教育文化研究所事業報告

## 一、夏の親子映画会

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度実施せず

## 二、教育実践講座の開催

- 1、目的 楽しい授業・楽しい学校をめざし、現場ですぐに役立つ実践講座と現場教職員から要望の多いテーマについて講座を設定し、学習を深めるとともに、情報交換を行いながら参加者の交流をはかる。

### 2、日程と講座名

#### ◎キミ子方式で粘土細工を作ろう

講師 キミ子方式駒場教室講師 松本 一郎 先生

日時 2021年7月27日(火) 9:30~15:00

場所 鎌倉市立大船小学校(参加者22名)

#### 講座の内容

「かわいい」参加者からの第一声で始まった講座は、「粘土でつくるうさぎ」、松本先生だけでなくゲストティーチャーも参加してくれました。それはなんと、本物のうさぎです。かわいいうさぎに触れながら生き物の体のつくりを知ることからスタートしました。

前足の長さ、関節の付き方、後ろ足の大きさ、しっぽの長さ・・・、一つ一つのパーツを本物と比べながら作り、つなぎ合わせていくことで本物のうさぎに近づいていきました。本物に触れて見て感じる大切さや、「苦手だと思っていたけど、手順を知ったらうまくできた」という自信と、講師の温かい言葉かけや粘土という素材の「いつでも作り直せる」という安心感など、造形分野に苦手意識をもつ子どもたちへの指導にいかせることを多く学ぶことができた講座でした。



#### ◎アドベンチャー教育入門

中止

#### ◎ネイチャーゲーム

講師 日本シェアリングネイチャー協会 井上 満 先生

日時 2021年7月29日(水) 9:30~15:00

場所 茅ヶ崎市立梅田小学校(参加者18名)

#### 講座の内容

7月29日に日本シェアリングネイチャー協会トレーナーであり、元小学校教諭の井上満先生よりネイチャーゲームの実践講座を実施しました。

ネイチャーゲームは、「シェアリングネイチャー」の考え方にもとづく活動であり、自然に関する特別な知識がなくても、豊かな自然の持つさまざまな表情を楽しめる自然体験活動で、自然の不思議や仕組みを学び、自分が自然の一部であることに気づくことができる活動です。

ネイチャーゲームの教育的効果として

- ・自然や環境への理解が深まる
- ・五感によるさまざまな自然体験が得られる
- ・自然の美しさや面白さを発見できる
- ・他者への思いやりや生命を大切にする心が育つ
- ・感受性が高まるなどがあり、小学校教育でも有効な手法だといえます。



実際に行ったアクティビティでは、自然(木の葉)を活用した活動で①木の葉を使って笛作り②木の葉を使ったキツネ作り③草の葉を使って10円玉をピカピカにする④草花から採った色を画用紙にうつす⑤学校の校庭にある木の葉っぱを活用して笛づくりや動物づくりを行いました。

研修のまとめでは、ネイチャーゲームは現在の教育現場がもめている「主体的、対話的で深い学び」にも有効で実践を続けることで児童自身が体験の価値に気づくことができるというお話をいただきました。数多くのアクティビティを実体験することで参加者側の心境を考えるとネイチャーゲームの魅力について体験的に学ぶことができました。この研修会で得たことを普段の授業で生かしていくとともに、校内研究や校内研修の場でも生かしていけると感じました。研修後のアンケートでも、「夏休み明けに早速、子どもたちと一緒にとりくみたい。」など学校現場で即実践できる具体的な内容となりました。



### 三、教育懇談会の開催

各学校で子どもの生活、安全、学習などのテーマを設定し、PTAや父母に呼びかけて教育懇談会を実施しました。開催形態は、学校の実態に応じて設定することにしました。この事業に教文研として開催資金の助成を行いました。

<とりくみ例>

#### 懇談会も主な話題

- コロナ禍での学校行事について
- コロナ禍での子どもの変化について
- 学校での子どもの様子等について
- ネット等でのトラブルについて

#### その他の主な活動

- 谷戸で育てている野菜や稲のこれまでの経過や今後の栽培計画について保護者と交流し、田畑の整備を行いました。

### 四、教文研ライブラリー

所蔵するDVD、蔵書等のライブラリー活用が常時図れるよう情報提供に努めました。特に「7月平和教育月間」にあわせてライブラリーの有効活用が可能となるよう、資料の整理と充実をはかり、DVDを中心に新規購入を行いました。

### 五、地域文化の交流事業

地域文化を担う諸団体との交流を深め、地域文化の振興に寄与する団体に助成しました。

主な交流・助成

#### 「藤沢今昔・まちなかアートめぐり2021」

2021年、12回目となる藤沢今昔・まちなかアートめぐりはこれまでの活動に加え、桔梗屋店蔵(国登録有形文化財)での展示の機会にも恵まれ、ふじさわ宿交流館との共催事業としてデジタル写真撮影のワークショップ・資料展示も行いました。

### 六、その他

例年、各学校の要望により計画してきた「湘南退職女性教職員の会」と連携した、平和学習の出前講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度実施せず。

# 2021年度 湘北教育文化研究所のとりくみ報告

## 1. 教育課題自主講座の開催

例年、子どもたちを中心にすえた教育実践の交流をとおして、教育課題の解決をめざし、3回程度開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度については中止としました。

## 2. 「E & C」の発行

「E & C」No. 22 2021年3月7日 発行

・「仲間」とともに～子どもたちの「ゆたかな学び」につなげよう～

・第71次湘北教育研究集会の概要

分科会：日々の教育実践を検証する。「ゆたかな学び」の実現のために。

## 3. 湘北教育文化研究所分局の充実と保護者・教職員のための教育資料等の充実

座間・大和・海老名・綾瀬・厚木・愛川の分局を開設しています。

(湘北教文研：相模原)

## 4. 「学び」支援奨学金制度の充実

2004年1月より、「学び」支援奨学金制度を発足させました。経済的にきびしい状況にある子どもたちの学習機会の保障と支援という観点から、来年度進学予定の中学3年生を対象に1件10万円を給付しています。2021年度は26人に給付しました。

## 5. 被災地子ども支援特別奨学金

2012年度より被災地子ども支援特別奨学金発足させ、東日本大震災で湘北地区内に避難してきている子どもたちに1人2万円の支援を行いました。

2021年度は16人に給付しました。

## 6. 子ども国際交流事業 日韓親善ユースバスケットボール大会後援

1992年から継続されている日韓親善ユースバスケットボール大会を後援していきました。2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっています。

## 7. (一財)相模原教育会館との共催事業 教育文化講演会


「ヤングケアラーを知っていますか？」

～藤沢市のとりくみから～

- ・ 講 師：竹村 雅夫さん（藤沢市議会議員）
- ・ 実施日：2022年1月21日
- ・ 会 場：相模原教育会館（オンライン配信併用）
- ・ 参加数：約100人

(一財)相模原教育会館 2021年度 教育文化講演会  
 後援 相模原市教育委員会  
 湘北教育文化研究所

**ヤングケアラーを知っていますか？**  
 ～藤沢市のとりくみから～



家族の介護にあたり、勉強や遊びなどに自由に時間を使えなくなる子どもの増加が、社会問題化しています。元中学校教員で、2007年より藤沢市議会議員として「共に生きる社会」をめざして活動している竹村雅夫さんが、藤沢市がとりくんできた「ヤングケアラー」に対する支援や政策について語ります。

**講師 竹村 雅夫 さん**  
**(藤沢市議会議員)**

**日時 2022年1月21日(金)**  
**18:00～19:00**

**対象 一般市民 (参加費無料)**

**会場 相模原教育会館 3F大会議室**

お問い合わせ：(一財)相模原教育会館  
 TEL 042-758-2190 / FAX 042-758-2393

<アンケートより>

★ヤングケアラー調査は子どもをどう見るかのきっかけになるという言葉が心に残りました。

★困った子ではなく困りごとを抱えた子という捉え方で、その背景を見ていきたい。

★自分もヤングケアラーだったんだと気づきました。

★保護者や子どもから信頼してもらえるような姿勢を見せることが大切だと分かりました。

★ヤングだけでなく、大人のケアラーについての支援も必要ということに共感しました。

その他、例年は(一財)相模原教育会館と「ふれあい映画会」「ふれあいカルチャー教室」「人権・解放教育研修会」を共催してきましたが、2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。

## 8. 各種団体事業への後援

(1) 外国につながるのある子どもたちの「学習教室」

相模原の「大島学習教室」のとりくみに、支援を行っています。

(2) 人権学習会

厚木における地域人権学習会「ぼちぼち」のとりくみに、支援を行っています。

# 中地区教育文化研究所 2021年度活動報告

中地区教育文化研究所では、設立以来、「全体事業」と「研究委員会」を2本の柱として、活動を続けてきました。2021年度も、この2本の柱にもとづき、事業展開をしました。

## 1. 全体事業について

### (1) 親と子による写生会

「親と子による写生会」は、

- ・親と子が共通の時間をもつことによって、ふれあいを深めてもらう。
- ・写生に親しみ、絵を描く楽しみを感じてもらう。

ことを目的として事業展開をしています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から開催を中止としました。

### (2) 親と子で考える平和学習会

「親と子で考える平和学習会」は、

- ・平和について、親と子と一緒に考えてもらう。
- ・命の尊さを親子で感じてもらう。

ことを目的として事業展開をしています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から二宮会場と平塚会場は開催を中止としました。秦野会場と伊勢原会場では、「ゆりの会」(中地区退職女性教職員の会)の方により、それぞれの地域における戦争体験の語りを実施しました。また、平和に関する映画として、「ちいちゃんのかげおくり」「いわたくんちのおばあちゃん～ぼく、戦争せんけえね～」の2本を上映しました。2会場合わせて、169名の参加がありました。

地区	会場	実施日	参加人数	語り部
秦野	クアーズテック秦野カルチャーホール(秦野市文化会館)	7月26日(月)	70名	2名
伊勢原	伊勢原市民文化会館	7月27日(火)	99名	1名

#### 【子どもたちの感想】

- ・自分は戦争について知ったり、勉強したりしている。このような写真や話を見たり聞いたりできる時間があってよかった。
- ・戦争の恐ろしさや怖さ、悲しみから、今の平和がどんなにすごいのか改めて考えさせられた。

#### 【保護者の感想】

- ・戦争を全く知らない子どもたちに、分かりやすい内容で見ることができてよかった。今はコロナで世の中が大変な時だが、過去には戦争を経験し、乗り越えてきたから今がある。今を大切に生きてほしいと子どもたちに伝えたい。

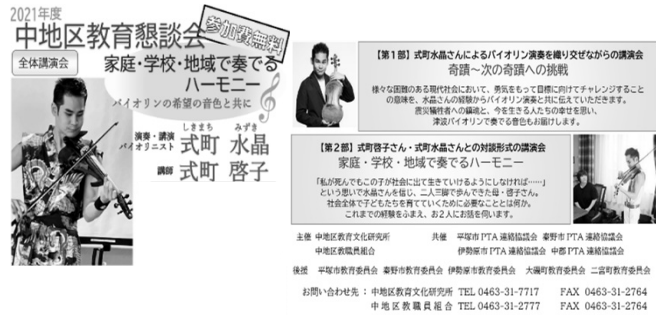


### (3) 他団体との共催による事業

これまで、地域住民と連携した教育文化活動の推進におき、35年以上にわたり、労金平塚支店主催による「新春こども書き初め展」に共催団体として参画してきました。2021年度についても、「第37回ろうきん新春こども書き初め展」に共催団体として参画しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から展示会は中止となりましたが、2020年度を上回る2,379点の応募がありました。また、2015年度よりスタートした、労金秦野支店主催による「第7回丹沢・大山風景画コンクール」に共催団体として参画しました。2021年度は、小・中学校合わせて計489点の応募がありました。

## 2. 中地区における教育懇談会について

中地区教育文化研究所では、中地区教職員組合とともに教育懇談会を主催しています。これまでは中学校ブロックごとの開催でしたが、その成果と反省をふまえ、2021年度は全体講演会として開催しました。感染症拡大により、やむなくWeb配信となりましたが、多くの方に視聴していただくことができました。



2021年度 中地区教育懇談会 全体講演会  
家庭・学校・地域で奏でるハーモニー  
バイオリンの希望の音色と共に

【第1部】式町水晶さんによるバイオリン演奏を織り交ぜながらの講演会  
奇蹟～次の奇蹟への挑戦  
様々な困難のある環境に生かされて、勇気をもって目標に向けてチャレンジすることの価値を、水晶さんの経験からバイオリン演奏と共に伝えていただきます。  
震災犠牲者への追悼と、今生きる人たちの幸せを思い、希望の音色を奏でるお祈りをいたします。

【第2部】式町啓子さん・式町水晶さんとの対談形式の講演会  
家庭・学校・地域で奏でるハーモニー  
「私が死んでもこの子が社会に生きていけるようにしなければ…」という思いで水晶さんをはじめ、二人三脚で歩んできた母・啓子さん。社会生活で子どもたちを育てていくための必要なことは何か。二人の経験をもとに、お二人の話を伺います。

主催 中地区教育文化研究所 共催 中野市PTA連絡協議会 津野市PTA連絡協議会  
中地区教職員組合 伊勢崎市PTA連絡協議会 中部PTA連絡協議会  
後援 中野市教育委員会 津野市教育委員会 伊勢崎市教育委員会 大湊町教育委員会 二宮町教育委員会  
お問い合わせ先：中地区教育文化研究所 TEL.0463-31-7717 FAX 0463-31-2764  
中地区教職員組合 TEL.0463-31-2777 FAX 0463-31-2764

## 3. 各研究委員会について

### (1) 人権・平和教育研究委員会



第19回 平和学習会 in YOKOSUKA  
軍港めぐり 45分 猿島見学 90分  
横須賀軍港 & 猿島  
市と軍港はどのように共存しているのか 猿島で何が中に行われていたのか  
過去と今を知り、平和について考えよう  
2021年 12月28日 (火) 参加費保険料のみ  
1日の流れ 10:30 11:00 11:50~ 13:40~16:00 16:30  
現地集合 軍港巡り 各自昼食 猿島見学 解散  
申し込み締め切り 12月10日 (金) F A X 31-2764にてお申し込みください TEL 31-7717 担当 土野

人権・平和教育研究委員会では、子どもたちの人権や、平和や命の大切さを伝えていくための研究や学習会等を行いました。2021年7月には、平和や命の大切さ、今日的な課題を子どもたちに伝えていく「7・5全県平和教育の日」へのとりくみのため、平和教育の資料を作成し、配付しました。

12月28日には、「第19回平和学習会 in YOKOSUKA」を開催しました。当日は48名の参加があり、午前中はクルーズ船に乗って横須賀の軍港を巡り、午後は猿島に渡って戦争遺跡を見学しました。

### (2) 多文化共生教育研究委員会

多文化共生教育研究委員会では、外国につながるのある子どもたちの教育を支援し、周囲の子どもたちがともに生きられるための研究や学習会等を行いました。

7月27日には、第1回学習会「国際教室の運営と外国につながるのある子どもへの対応について」を開催しました。参加された方が日頃から感じている悩みや質問について、アドバイザーの方から話を伺いました。

9月11日に第2回学習会、11月3日に第3回学習会として、「日本語を母語としない人たちのためのONLINE高校進学ガイダンス～中地区近辺～」を開催しました。第2回学習会では、小・中学校の教員が参加し、外国につながるのある児童生徒の進路指導について、情報交換をしました。第3回学習会では、生徒と保護者が参加し、受検の流れについて確認したり、志願している高校や学習面で必要なこと等、不安に感じていることについて話し合ったりしました。

2月20日には、第4回学習会「在日コリアンを知る」を開催しました。講師の話を通して在日コリアンについての理解を深めるとともに、学習会に参加した朝鮮学校の教員と交流をしました。



### (3) 実践学習会企画運営委員会

2011年より始まった実践学習会は、「子どもたちとの『ゆたかな学び』を共有することをめざし日々の授業実践に資する学習会を行う」「教職員の自主的な研修の場を創造していくことをめざし、教職員自らが計画を立てて行う」ことを目的にとりくんできました。開催した学習会は、次の通りです。

回	開催日	内容	人数
第1回	5月26日	新学習指導要領における理科指導！	23名
第2回	9月24日	9年間を見通した漢字学習法～漢字のしくみを捉えた合理的な読み書き指導法～	32名
第3回	11月2日	うれしい楽しい道徳大好き！～しなやかな道徳授業をめざして～	26名
第4回	3月4日	伊藤先生に学ぶ「だれもが笑顔になれる」環境づくり	28名
第5回	3月30日	グッ！ときずなが深まる♪子どもの「心」を育むリズム遊び	40名

# 西湘地区教育文化研究所 2021年度活動報告

## 1. 教育相談

西湘地区教育研究所は教職員・子ども・保護者を対象に教育相談を行ってきた。教育相談のチラシを作成し、西湘地区の小中学校に配布したが、実際に相談をしてくるのはほぼ教職員であり、その件数も年々、減少傾向にある。

教職員からの相談で多いのがハラスメントに関するものである。管理職からの要求、同僚からの叱責に悩む若い教職員からの相談が8割を占める。相談を行う中で、そういったハラスメントに対して職場の誰にも相談できず、1人で抱え込んでしまう職員が増加傾向にあると感じられた。特にこの2年間、新型コロナウイルス感染症対策を行う中で、職員室の中でも会話をするに對しての配慮が求められる（長期休業中の昼食も黙食をせざるを得ない等）、働き方改革の文脈から退勤時間を守るように求められるなど、職員間でコミュニケーションをとる機会が減少していると思われる。中には「久しぶりにこんなに長く自分のことを話しました」という相談者もいた。

かつての学校に存在した同僚性が失われつつある中、職場や自分のことについて相談できる場として今後も教文研の教育相談を継続していく必要がある。今後は、教育相談の周知を行うためにチラシの工夫やSNSでの相談フォームの活用などを行っていく予定である。

教育相談

毎週 月曜日  
14:00~17:00  
電話 0465-35-0728  
西湘地区教育文化研究所  
教育相談室  
〒250-0001  
小田原市鵜町 5-17-12  
西湘地区教育会館内

電話だけでなく直接来ていただいても結構です  
※この事業は、一般財団法人西湘教育会館の後援をいただいております。

## 2. 講演会活動

2018年度から教文研の講演会活動は、西湘地区教育研究集会全大会との共催で行っている。今年度も講演内容について西湘地区教職員組合と検討をしながら準備を進めた。当初は秋ごろに集合による開催を計画していたが、感染状況を鑑み、集合開催は難しいと判断しオンライン開催とした。

内容については、長引くコロナ禍により、子ども・保護者・教職員も心身に支障をきたす人が増えてきていることを鑑みて、自身と周囲の健康に目を向けるような内容にすべきであると考えた。組合でも厚生活動が行えていないということだったため、オンラインで自宅から参加できる特性も活かし、講演を聞くだけでなく実際に体を動かしながら楽しめるものがないのではないかと意見も出された。

それらの検討をふまえ、日本ヨガ連盟の原なお子氏に講師を依頼し、ヨガを通じた心と身体のつながりや自分の心身との向き合い方や講師が普段とりくまれている活動への想いなどについて講話を頂いた。講話の後、約40分程で子どもから高齢者までが参加できるヨガの実践を行った。これらの様子はYouTubeでライブ配信を行い、約200人の参加があった。

Googleフォームを用いたアンケートには「自宅から参加できたので、子どもと一緒に楽しく参加することができました」「講師のありのままの自分と他者を受け入れるために

第71次 西湘地区教育研究集会 全体会  
西湘地区母性学教職員会、西湘地区教育文化研究所講演会

講演&実践テーマ  
「自分の心と身体を  
見つめ直してみませんか？  
自宅で楽しく Let's ヨガ！」

日時 3月6日(日) 13:30~15:00  
参加方法 スマホや自宅PC  
からの視聴参加  
YouTubeでのライブ配信をします。  
右のQRコードかURLからアクセスしてください。  
URL <https://www.youtube.com/watch?v=CUayj6RCK8>

講師 原なお子(日本ヨガ連盟講師)

【お問い合わせ】西湘地区教職員組合 上野山 ☎0465-35-1771 ☒seisho@stsu.or.jp

心の余裕を大切にしましょうという言葉が印象に残りました」等の意見が寄せられた。

オンライン開催は集合と比較した際に一長一短な部分はあるものの、参加しやすいといった意見も多く見られ、感染症対策とは別の側面からも今後、活用方法を検討していきたい。

### 3. 平和教育の推進

教文研で作成・保管してきた平和教育に関する資料等の貸し出しを今年度も行った。ここ数年、貸し出し希望の問い合わせも少なくなってきたように感じられる。同時に西湘地区の戦時中の様子を記録したフィルムやOHPシート・ビデオテープといった資料も時代の変化と共に活用が難しくなっている。

そこで、会館の整理に合わせて所蔵している資料のリスト化を進めるとともに、教職員向けにどのような資料が活用できるか広報活動を行った。併せて、フィルム等のデジタルデータ転換作業も進めており、より活用が進むように取り組んだ。

### 4. 教育懇談会

一昨年度から、教育懇談会の持ち方について検討を行い、教職員と市民が学校を中心とした教育課題について認識を共有し、意見交換を広く行える場として「西湘の教育を語る集い」を計画してきた。計画の概要は、次の通り。

日 時 : 2022年1月

会 場 : おだわら市民交流センターUMECO

参加対象 : 西湘地区の教職員とPTA、市民（小田原足柄地域連合からの参加者）  
約70人ほど

内 容 : ①オンライン学習についての現状報告（西湘地区教職員組合）  
②グループディスカッション（教職員・PTA・市民 各1～2人）  
③グループ報告とまとめ

各種関係団体に案内発送の準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の状況は収束に向かわず、依然、厳しい状況にあったために、昨年度に引き続き、中止の判断とした。

オンライン学習についての評価は教職員・子ども・保護者・市民と異なる視点から意見を交流することが重要である。また、小規模校化や学校統廃合の課題は全国的に進行している課題であるが、西湘地区ではそれが顕著であるため、この点についても異なる立場からの議論を深め、広く情報発信を行っていくことも必要である。

この2年間、感染者数の推移によって中止を繰り返してきたことから、次年度については、オンラインでの開催も視野に入れ、様々な立場から西湘地区の教育について語り合う場を設けたい。

### 5. 次年度に向けて

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により従来の活動が行えず中止や延期とするものが多かった。また、コロナ禍で悩みを抱える教職員や子どもは増えている一方で、教育相談の件数は年々、減少しており、周知を行っていく必要がある。

そのため、より一層のオンラインとSNSの活用を進めていく必要がある。具体的な計画として、西湘地区教職員組合のホームページやラインへの教文研の紹介を掲載、Zoomによる教育相談の実施等である。また、職場内のコミュニケーションや同僚性の低下を鑑み、教育課題に関する情報発信やコミュニケーションの場を想像していくことも進めていきたい。





# IV 教文研活動報告

# 2021年度の教文研

所 長 金 子 進一郎

県教文研の本年度の研究活動にあたっては、昨年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止に十分留意しての取り組みとなった。「緊急事態宣言」により第1回目のカリキュラム総合改革委員会の開催は6月にずれ込むこととなった。2022年3月14日時点の日本国内の感染者累計数は581万人を超え、死亡者数も26,278人となっている。神奈川県においても、昨年は「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用が発令されたが、今年に入ってから同様の状況が続いている。ワクチン接種が進んだとはいえ、デルタ株から感染力が高いオミクロン株に変わった第6波では、むしろ死亡者数は第5波を上回っているという状況となっている。さらに、子どもたちにも感染は広がり、2月4日に文科省が公表した全国調査では、公立の幼稚園、小中高校などの6分の1にあたる5,841校が臨時休校、もしくは学年・学級閉鎖を実施していた。県内では1月31日の時点で感染者は1万人を超え、県内各地で学年・学級閉鎖が行われているが、県教委は新たな学級閉鎖の基準を直近3日の新型コロナの陽性者数が10～15%以上の確認と定め、できるだけ学習時間の確保を図っていきたいとしている。

文科省は、2020年6月5日、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」について、基本的な考えをまとめ、「新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージ」を提示した。それによると、「あらゆる手段で子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障」するとしている。具体的には、学習活動の重点化と効果的な指導、最終学年の特例措置、人的・物的体制の緊急整備（教員加配、学習指導員やスクール・サポートスタッフの追加措置）、ICT活用によるオンライン学習の確立である。一方、文科大臣も「臨時休校をする前に、時差登校、分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施していただきたい」とのコメントを出すなど休校の拡大を避けたいとの思いをにじませている。しかしながら、教職員の過重負担は一向に減ることなく、引き続き感染拡大防止の対応と「学びの保障」の模索と戸惑いが続いているのが実情である。

2021年1月、中央教育審議会は「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）を発表し、急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力の向上を新学習指導要領の着実な実施とICTの活用で図ることとした。現在の状況を先行き不透明な「予測困難な時代」とし、今こそ「日本型学校教育」が再認識されなければならないとした。その後、2022年2月5日、文部科学省は、初等中等教育段階の教育政策の改革方針を示すものとして「教育進化のための改革ビジョン」を公表した。改革ビジョンの背景は、新型コロナウイルス感染症を契機として、様々な生活様式が変わり、また、デジタル化が急速に進む中、初等中等教育段階の教育政策について、「令和の日本型学校教育」の具体的な進め方等、教育進化のための改革方針を示す必要があるとしている。

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるかが問われているとの方向性を示しているといえる。

神奈川県教育委員会は、県教育委員会が2017年度に県立学校及び指定都市を除く市町村立学校教員の勤務実態調査を実施した結果、いずれの校種においても、教員の長時間勤務の深刻な勤務実態が明らかとなったとしている。過労死ラインを超える長時間勤務の教諭・総括教諭は小学校

35.7%、中学校72.7%、高校30.3%、特別支援学校4.9%とかなりの割合に上ることがわかった。さらに、「教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の発展につながります。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めています。」ともホームページ上であきらかにしている。また、教職員向けのリーフレットを作成し、教育委員会としての取組への理解を図っている。教文研でも、教職員の働き方改革のあり方については多くの課題があることからそれらへの具体的な対応について引き続き研究協議を深めていきたい。

教文研は、これまでの40年間、学校や地域、そして子どもたちを取り巻く様々な教育課題に対して、現場から多くの声を聞き、教育学や教育心理学など研究委員による専門的な見地を活かした研究討議を行ってきた。そして、その時々研究成果(問題提起や提言)は、「教文研だより」や「所報」の発行を中心に、また、多くの教職員参加のもと、各テーマに基づいた「教育シンポジウム」の開催などにより発信し続けてきた。「教文研だより」は、今年度末の発行で180号となる。さらには、県内七つの教育文化研究所があり、各地域の特色を生かした教文研活動が展開され、県教文研とは研究評議会等で連携を確認するとともに、情報交換を行っている。

### カリキュラム総合改革委員会

カリキュラム総合改革委員会は、2000年4月に、進行する教育改革のさまざまな問題点や課題を多面的に考える研究活動を行う研究委員会として発足した。もともとあった「教育課程・方法研究委員会」と「教育政策と学校づくり研究委員会」が統合されたものであるが、現在もその流れを受け継ぎ、県下の教育課題を多面的にとらえる試みがなされている。

本年度は、研究テーマ「子どもと向き合うことを問い直す」のもと、これまでの経過をふまえた上で、引き続き二つの研究グループに分かれて研究協議を進めた。「教育課程・教育内容」を研究する第一グループは、「コロナ禍における子どもの学び」について研究協議を進めた。学校現場の状況や特別支援教育上での問題点、さらには外国人の子どもの学びなど多方面にわたり現状報告・意見交流が行われた。コロナ禍での子どもたちの詳細な実態をふまえた議論を積み重ねてきた。合同の全体会ではスクールカウンセラーの中野早苗委員より「スクールカウンセラーから見た学校のオンライン授業」と題した話題提供があり、ICT教育全般についての議論も行われた。

「教育制度・教職員問題」を研究する第二グループは、引き続き「教職員の働き方改革」を中心に、教職員の多忙化解消に向けた様々な取組などを念頭に置きながら研究協議を進めてきた。今年度は、「教職員の働き方改革・業務改善の進捗状況」についてアンケートの質問項目を十分精査したうえで2021年11月12日に各教職員組合・協議会の理解のもと「働き方改革に関する進捗状況調査」を実施した。研究グループでは、調査結果の分析検討を行い、報告書作成に向けて計画的に取り組んでいく予定である。

### 事業部

5月には、「所報2021」を発行した。巻頭言には、日本女子体育大学の青木純一先生に「過去の感染症対策からなにを学ぶか」を寄稿していただいた。さらに論考には、府川源一郎先生「道徳教材を検討する」、田中奈緒子先生「高校に進学する・高校を卒業する…ということ」、前川喜平先生「教員の働き方改革前史」、野川孝三先生「教育委員会と学校が行う新型コロナウイルス感染症対策に思う」、金井剛先生「三重県で児童精神科医として子どもに向き合って」を掲載した。教文研だより180号では、横浜国立大学の金馬国晴先生の論考「SDGsの学習・活動一何が大切か」を掲載した。

2022年度の教文研の研究活動にあたって「教育課程・教育内容」のグループでは、ICT教育をはじめ新たな授業展開が模索されている中、「コロナ禍の子どもの学び」について多くの教育実践をもとに研究協議を進めていくことが重要である。一方、「教育制度・教職員問題」研究グループでは「教職員の働き方改革の進捗状況調査」報告書の発行とともにさらなる改革に向けての方策についてより一層の議論をすすめてまいりたい。

(かねこ しんいちろう)

# 2021年度 神奈川県教育文化研究所 活動報告

(2021年4月～2022年3月)

## 1. 理事会

### ■第1回 2021年5月21日(金) 13:30

- ・2020年度神奈川県教育文化研究所活動報告、決算報告について
- ・2021年度神奈川県教育文化研究所体制について
- ・2021年度神奈川県教育文化研究所活動計画、予算について

### ■第2回 2022年3月4日(金)

- \*新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う対応により書面開催とした。
- ・2022年度神奈川県教育文化研究所活動計画について
- ・2022年度神奈川県教育文化研究所予算について

## 2. 研究評議会

### ■第108回研究評議会

2021年7月31日の対面での開催を中止し、書面開催とした。

- ・2021年度神奈川県教育文化研究所事業計画の概要について
- ・2021年度各地区教文研事業計画の概要について

### ■第109回研究評議会 2022年3月5日(土) 13:00

2022年3月5日に下記内容での開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のためWeb開催とした。

- ・2021年度神奈川県教育文化研究所事業概要の報告
- ・部会、委員会の報告
- ・2021年度各地区教文研の事業報告
- ・話題提供 「危急時の教育 一東日本大震災と新型コロナウイルス」  
林 洋一さん(北陸大学教授)

## 3. 研究部 カリキュラム総合改革委員会

- ・カリキュラム全般や「教育改革」など教育行政全般についての研究、学習及び討議
- ・研究テーマ

「子どもと向き合う」ことを問い直す

～子ども・教職員を主体とした教育改革をすすめるために～

これまでと同様、「教育内容」、「教育制度・教職員問題」等のグループに分かれて、研究討議をすすめた。

第1グループはこれまでの「新学習指導要領」にともなうカリキュラム全般について研究協議に加え、「コロナ禍における子どもの学び」について討議。

第2グループは引き続き「教職員の働き方改革」全般について研究協議。「働き方改革に関する進捗状況調査」の実施と分析。

- ・年間8回の委員会で研究討議を行った。(新型コロナウイルス感染拡大の影響で2回休止)

## ◆活動内容（①、②は各グループ）

### ■第1回 6月26日（土）

- ・2021年度研究テーマの設定についての協議
- ・グループごとにテーマにもとづいた研究の内容・方向性等についての意見交換
- ①「新学習指導要領」にともなうカリキュラム全般についてならびに「コロナ禍における子どもの学び」について研究を深めていくとの確認
- ②「教職員の働き方改革に関する調査研究」を今後も進めていく上での研究の方向性について（意見交流）

### ■第2回 9月4日（土）Web開催

- ①「コロナ禍における子どもの学び」についての意見交流・研究協議
- ②「教職員の働き方改革の進捗状況に関する調査」について

### ■第3回 10月2日（土）

- ①「コロナ禍における子どもの学び」（学校現場の状況）についての意見交流・研究協議
- ②「教職員の働き方改革の進捗状況に関する調査」について  
アンケート質問項目の検討

### ■第4回 11月27日（土）

- ①「コロナ禍における特別支援教育の現状」についての意見交流・研究協議
- ②「教職員の働き方改革」全般に関する研究協議  
定年延長の問題：藤川伸治委員による報告・提起

### ■第5回 12月18日（土）

- ・全体会 中野早苗委員による話題提供  
「スクールカウンセラーから見た学校のオンライン授業」  
\*意見交流

### ■第6回 1月8日（土）

- ①「コロナ禍における子どもの学び」についての意見交流・研究協議  
「コロナ禍における外国人の子どもの学び」について：坪谷美欧子委員による提起
- ②「教職員の働き方改革の進捗状況に関する調査」の結果報告ならびに分析

### ■第7回 2月5日（土）Web開催

- ①「コロナ禍における子どもの学び」についての意見交流・研究協議  
「通信端末による授業の場面展開」について：金馬国晴委員による提起  
「看護学生のコミュニケーションスキル育成のためのレジリエンスプログラム-COVID19禍の人間関係論-」について：高橋和子委員による提起
- ②「教職員の働き方改革の進捗状況に関する調査」の結果報告ならびに分析  
今後の研究の方向性について

### ■第8回 3月5日（土）Web開催

- ・来年度のカリキュラム総合改革委員会について
- ・1年間の活動を振り返って
- ①「コロナ禍における子どもの学び」についての意見交流・研究協議
- ②「教職員の働き方改革の進捗状況に関する調査」の結果報告ならびに分析  
今後の研究の方向性について

## 4. 事業部

### (1) 事業部会

- 第1回 6月26日(土) 本年度の研究・事業等のすすめかたについて
- 第2回 11月27日(土) 「所報2022」「教文研だより」編集にあたって
- 第3回 1月8日(土) 来年度の研究・事業等のすすめかたについて  
\*2022年度のカリキュラム総合改革委員会のあり方等

### (2) 機関誌の発行について

- 「所報2021」 5月発行
- 教文研だより180号「SDGsの学習・活動—何が大切か」 1月発行

### (3) 教育シンポジウム

本年度は実施しないこととしました。見直しを含め今後の検討課題とします。

## 5. 教文研担当者との連絡会議

これまで専任所員連絡会議を年に2回開催してきましたが、今年度より必要に応じての開催としました。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止から開催しませんでした。

## 6. 教育総研

- 「一般財団法人 教育文化総合研究所 研究交流集会」  
3月19日(土) 教育総研第5回研究交流集会(Web開催)  
テーマ:「すべての子どもがなりたい自分になるために…」  
講演:木村泰子(元大阪市立大空小学校校長)

## 2021年度 神奈川県教育文化研究所 各種名簿

理事		理事長 政金 正裕	研究評議員		議長 青木 純一
氏名	所属		氏名	所属	
佐藤 一俊	神奈川県退職教職員の会 会長		青木 純一	日本女子体育大学特任教授 教育学	
伊藤 博彦	(公財)日本教育公務員弘済会 神奈川県支部長		高橋 和子	横浜国立大学名誉教授 教育学/静岡産業大学教授	
松浦 千鶴子	相模原市教職員組合 特別専門委員		林 洋一	北陸大学教授 心理学	
政金 正裕	神奈川県教職員組合 執行委員長		岸部 都	神奈川県議会議員	
島崎 直人	かながわ教職員組合連合 事務局長		安藤 孝雄	前小田原市議会議員	
柴崎 裕美	神奈川県教職員組合 執行副委員長		田中 奈緒子	昭和女子大学教授 心理学	
久木田 健太	神奈川県教職員組合 書記次長		浅見 聡	東海大学講師 哲学	
柳井 健一 福居 恵子	横浜市教職員組合 執行委員長		高木 克明	横浜市教組 教文部長	
嶋田 和明	川崎市教職員組合 執行委員長		吉川 早	川崎市教組 教文部長	
明口 祥幸	三浦半島地区教職員組合 執行委員長		白井 健太郎	三浦半島地区教組 教文部長	
鬼塚 健自	湘南教職員組合 執行委員長		橋本 剛	湘南教組 教文部長	
早坂 淳史	湘北地区教職員組合協議会 議長		畑佐 幸輝	湘北教協 教文部長	
小嶋 豊綱	中地区教職員組合 執行委員長		久保寺 晴美	中地区教組 教文部長	
関口 清	西相地区教職員組合 執行委員長		田代 亜樹夫	西相地区教組 教文部長	

カリキュラム総合改革委員会 部長 浅見 聡		事業部 部長 林 洋一			
氏名	所属		氏名	所属	
浅見 聡	東海大学講師 哲学		林 洋一	北陸大学教授 心理学	
高橋 和子	横浜国立大学名誉教授 教育学/静岡産業大学教授		浅見 聡	東海大学講師 哲学	
林 洋一	北陸大学教授 心理学		青木 純一	日本女子体育大学特任教授 教育学	
青木 純一	日本女子体育大学特任教授 教育学		田部 恵美子	神奈川県教職員組合 副委員長	
中野 早苗	横浜市・田原市・海老名市 スクールセンター		金子 進一郎	神奈川県教育文化研究所 所長	
佐野 朝太郎	元学校事務職員				
樋口 修資	明星大学教授 教育学				
坪谷 美欧子	横浜市立大学教授 社会学				
金馬 国晴	横浜国立大学教授 教育学				
藤川 伸治	NPO法人「教育改革2020『共育の杜』」理事長				
堀内 正志	元学校事務職員				
稲葉 達也	横浜市教組 教文研担当				
吉川 早	川崎市教組 教文部長				
小西 範明	三浦半島地区教組 教文研担当				
吉野 勝彦	湘南教組 教文研担当				
本杉 新之助	湘北教協 教文研担当				
久保寺 晴美	中地区教組 教文部長				
寺内 浩司	西相地区教組 教文研担当				

事務局		
所長	副所長	事務局員
金子進一郎	長部 泉	田部恵美子
	岡本しずか	



# 所 報 2022

2022年5月31日

神奈川県教育文化研究所

〒220-0053

横浜市西区藤棚町2-197

神奈川県教育会館2階

TEL. 045-241-3497

FAX. 045-241-3491

E-mail: [kkyobun@gaea.ocn.ne.jp](mailto:kkyobun@gaea.ocn.ne.jp)